

2024 年 AOTCA 杭州会議レポート

I 概 要

2024 年 AOTCA 杭州会議は、中国注册税務師協会（CCTAA）がホスト団体を務め、10 月 22 日から 25 日にかけて中国・杭州のインターナショナルカンファレンスセンター（インターコンチネンタル杭州）で開催された。会議には、海外から AOTCA 役員、加盟団体の代表者及び関係者ら約 580 人が参加し、日本からは国際部構成員等 19 人が参加した。

22 日は、AOTCA 監事会、専門委員会、役員会が行われた。専門委員会では、生成 AI の税務専門家の業務に及ぼす影響について、AOTCA 会長のプレゼンテーションがあり、意見交換が行われた。

翌 23 日午前には、定時総会、GTAP 会議が開催され、2025 年事業計画及び予算等の審議のほか、AOTCA の法人化について承認され、新たな一歩を踏み出すところ、残念なことに創設メンバーであるオーストラリア租税協会の退会が報告された。また、役員の改選が行われ、会長を務めたジェレミー・チョイ氏（香港税務学会）並びに池田隼啓元会長の在任時より、事務総長を永く務めていた田尻吉正氏が退任され、名誉顧問に任命された。次期会長にはラストン・タンブナン氏（インドネシア税理士会）が、事務総長には長谷部光哉氏（日本税理士会連合会）がそれぞれ就任した。松岡財務担当役員は留任し、事務局は引き続き日税連が担うこととなった。

23 日午後から 24 日にかけて開催されたインターナショナル・タックス・カンファレンスでは、①タックスガバナンス/税務専門家の役割、②テクノロジーに関する税制優遇措置、③グローバル・ミニマム課税の課題、3つのセッションとサジェスチョンスピーチが行われ、白田祐一国際部委員が②のセッションにおいて、「日本における技術開発に関する税制優遇措置について～令和 6 年度税制改正を中心に～」と題してプレゼンテーションを行った。

カンファレンス終了後のガラ・ディナーでは、中国の伝統的な演舞が披露されたほか、各国の歌や踊りのパフォーマンスが会場を盛り上げた。

《AOTCA 関係者プログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/22 (火)	14:00 - 14:30	監事会	AOTCA 会長、監事、財務担当役員、事務局
	14:45 - 16:15	専門委員会	専門委員長、専門委員
	16:30 - 17:30	役員会	AOTCA 役員
	17:30 - 19:00	VIP カクテルレセプション	AOTCA 役員、加盟団体代表者、ゲストスピーカーほか
10/23 (水)	09:00 - 11:00	定時総会	AOTCA 役員
	11:30 - 13:00	GTAP 会議	AOTCA 会長

《インターナショナルタックス・カンファレンスプログラム》

月日	時間	プログラム	スピーカー/参加者
10/23 (水)	14:00 – 14:30	オープニングセレモニー	
		開会あいさつ	Jeremy Choi, AOTCA 会長
		来賓あいさつ	Rao Lixin, 国家税務総局 副局長
		来賓あいさつ	Xu Wenguang, 浙江省 副知事
		歓迎あいさつ	Lijian Liu, 中国注冊税務師協会 会長
	14:50 – 15:05	基調講演	Meng Jun, 浙江省 税務局長
	15:05 – 15:20	基調講演	Tian Lei, 浙江省 財経大学 教授
	15:20 – 17:05	セッション1- 税務ガバナンス (税務専門家の役割)	モデレーター: He Zhilei(中国)、スピーカー: P. Valente(イタリア)、Evelyn Lim(シンガポール)、David Tjhai(インドネシア)、Prabin Raj Kafle(ネパール)
10/24 (木)	09:00 – 11:00	セッション 2 – テクノロジーに 関する税制優遇措置(各国の 状況)	モデレーター: Atty. Carina C. Laforteza(フィリピン)、スピーカー: Tess Wu(中国)、Winnie Shek(香港)、白田祐一(日本)、Anwar Kashif Mumtaz(パキスタン)、Tenesh Kanna(マレーシア)、
	11:00 – 11:20	サジェスチョンスピーチ 1 – 税 務専門家の規制	スピーカー: Anthony Greco(オーストラリア)
	11:20 – 11:40	サジェスチョンスピーチ 2 – フ ァミリーオフィス	スピーカー: Michael Cadesky(カナダ)
	14:00 – 15:30	セッション 3 – 多国籍企業に おけるグローバル・ミニマム課 税(第2の柱)の課題	モデレーター: Enkhmend Magsarjav(モンゴル)、スピーカー: Sun Rui(中国)、Cindy Lau(マカオ)、CA Shailendra Uprety(ネパール)、Dang Mai Kim Ngan(ベトナム)
	16:00 – 17:00	サジェスチョンスピーチ 3 – ヨ ーロッパにおける税務専門家の 変革	スピーカー: Elbano de Nuccio(イタリア)
		サジェスチョンスピーチ 4 – AI が税理士に与える影響	スピーカー: Dong Ki Lee(韓国)
		サジェスチョンスピーチ 5 – 中 国の税制の進化: デジタルトラ ンスフォーメーションとビッグデ ータの統合	スピーカー: Shen Menghan(中国)
	18:00 – 21:00	ガラ・ディナー	ディナー、カントリーパフォーマンス、エンターテインメント

以下、国際部委員による各セッションの報告を掲載する。

II セッション報告

基調講演

○浙江省税務局長 Meng Jun

1 基調講演：税務業務の効率化を目指して～最高のビジネス環境構築に向けて～

まずは浙江省の税務について解説を行う。浙江省は中国南東部沿岸に位置する経済的・文化的な大都市である。浙江省税務局は、16 種類の税金と 38 種類の手数料の徴収を管理しており、825 万社の事業者と 6,623 万人に及ぶ個人の納税者に対応している。その税収入は 12 兆 3,600 億元（日本円でおおよそ 267 兆円）になり、さらにその上昇率は全国平均を上回る 5.2%にもなり、中国東部の経済をリードする存在である。浙江省税務局は 1 つの副省市税務局と 9 つの市税務局、311 の地方税務局事務所組織されており、おおよそ 2 万 2 千人がその税務業務に従事している。

さて、ビジネスの環境を整えることは市場の安定と経済活力を活性化し、質の高い発展をするための重要な要素である。その中で税理士の業務は税務関連専門サービス業の主力として、税務当局と納税者、関係者の間に立ち、税務におけるビジネス環境の最適化に重要な役割を果たしている。浙江省税務局は長年にわたり税理士業界と緊密な協力関係を維持し、問題解決や改革、発展の促進を図り、大きな成果を上げてきている。浙江省の税理士などの税務関連サービス組織は 7,904 社あり、そのうち 701 社が 2023 年の信用評価で最高レベルを獲得しており、その数と割合で 5 年連続全国トップクラスを誇っている。そのこともあって浙江省のビジネス環境は第三者による経営環境評価で最も評判が良い省とされ、全国経営環境ランキングで第 1 位となっている。また、浙江省の税務局は全国納税者満足度調査で 9 年連続第一位に選ばれている。

本稿では、浙江省税務局としてデジタルの活用、改革の促進、企業問題への対応・支援、人材の育成・確保への施策や協力等をそれぞれの事業者と Win-Win な関係を保ちつつ、包括的な 5 つのビジネス環境の更なる改善項目について述べていくものである。

まず 1 つ目は、デジタル化に焦点を当てて、情報の効率的な統合を進めることである。デジタル化はビジネス環境の改善につながっており、デジタル化のアップグレードと効率化は税務サービスの進むべき方向を示している。ビッグデータやクラウド化、AI 活用などの最新の情報技術に追随してサービスを提供することが重要である。浙江省はデジタル化が進んでいる省であり、2019 年には浙江省電子税務局を開設し、納税者が自宅で税務手続をオンラインで行なうことを可能とした。それによりオンラインによる税務手続が 97.5%となり、中国全土でトップとなっている。2020 年には納税者との即時双方向コミュニケーションプラットフォームを導入し、携帯端末でいつでも相談などができることを可能にしている。2021 年には、実生活における日々の支払状況の把握に努め、アリペイやウィチャットの決済取引を把握している。2022 年は、税務申告の相談についての情報を整理統合し、納税者の質問に適宜対応できるようにした。2023 年には電子請求書の改革を進め、紙の請求書からオンライン申請による郵送納付へ、更にオンラインによる電子請求書の電子申請から現在では申請不要の完全電子請求書の移行を進めている。2024 年は全国統一の e-Tax 局の整備を進め、「自動事前入力・ワンキー確認・申告」などのインテリジェントな識別・分類サービスを改善・アップグレードし、納税者の 90%がわずかな数ステップ、数分以内に申告を完了可能にしている。

2 つ目は改革と権限委譲に焦点を当て、納税手続の利便性の向上を目指すことである。浙江省における税務業務環境の最適化とアップグレードは、改革への積極的な模索によるものである。全チャンネル・全業務・全プロセスを対象とした税務行政サービスに対して「良い・悪い」の評価システムを構築し、その中の「悪い評価」の是正・監督メカニズムを改善したのである。前述のデジタル改革に

合わせて、「石油精製製品総合 AI ガバナンス」「プロ農業オンライン」といった 10 以上のデジタル応用シナリオを構築し、その結果、納税者に高品質で便利、効率的な納税体制を提供することとなった。

「一つの手続を効率的に行なう」ことを目的に改革を行っており、起業時のインボイスやライセンスの申請、銀行口座の開設、公印登録などを「一元化」することを目指す「スタートアップリンク」や市や税関などへの年次報告を集約した「マルチ報告」、廃業による登記抹消の効率を高める「抹消リンク」を実現することで、起業や納税、解散といった事業体のライフサイクルに対して、手続を効率的に行えるようアップグレードしている。

3 つ目は省内の企業が困っていることの解決に助力し、省内での業務遂行上の満足度を上げることである。納税者が「大満足」する背景には、税務局が企業の「成長の悩み」や「発展のボトルネック」に注目し、弾力的で使いやすいサービスへの取り組みの実施に努力をしていることが挙げられる。クレームを管理し、納税者の切実な要求に対する問題を解決することで、企業からの信用を得られ、納税者からの評価を最大限に受けることができるのである。また、企業の負担を減らすことを目的に、税額控除の範囲を拡大し、その結果を応用して省銀行と「租税銀行交流」協力協定を締結、「庶民富起業融資」などのカスタマイズ金融商品を設定して、誠実な納税をする中小企業 63 万社以上、1,447 億元（約 3 兆 2 千万円）超の資金調達に貢献している。また税務紛争に対しては、上級職員による部門横断的な組織を設置して迅速な対応のメカニズムを構築している。

4 つ目は企業に正しい正確な利益をもたらすことである。企業の税負担を軽くすることもビジネス環境を向上させることと捉え、税制の広報や税制の優遇措置、還付処理などでサービスを向上させることも重要視している。企業が正確に税務政策の利益を享受し、企業の税負担が軽減されることで、その企業の成長・発展の助けとなる。税金等の正確な減免の利益を享受することを重視し、正確な広報、正確な実施、正確な管理、正確な統計という「4 つの優れた相乗効果」戦略を繰り返しアップグレードしている。還付のリアルタイム確認や「自動税額計算」などのデジタル革新により、企業が数秒で還付申請できるようにサポートし、企業が e-Tax 局にログインすることで、どのような政策での利益を享受し優遇措置を受けているかをリアルタイムで把握できるようになっている。

最後の 5 つ目は税務局と企業の Win-Win の協力を重視し、ガバナンスの効果を相乗的に高めることである。そのことこそが経済の健全な発展への強力な推進力となる。税務局として税理士との協力の礎を築き、最高レベルの税務関連サービス組織に放射状に 7,000 社以上の企業を振り分け、規制とサービスの効果的な運用を実現している。それに加えて各公的部門の効率的な連携を行ない、各部門を跨ぐ情報について公安も含む 20 以上の部門と定期的に縦断的なデータ交換・共有のメカニズムを構築することで、税務ガバナンスの基礎を絶えず強化し続けているのである。

ビジネスの環境について、最高というものはなく、常により良いものを求めていく必要がある。浙江省税務局は国際的に認められている基準をベンチマークとして、大きな決意のもとで努力し、実践的な措置を講じることで、常に最適なビジネス環境を追求して前進していくものである。それと同時に各国の税務専門家と意見を交換し、相互利益と相互扶助を促進し、誠実で実行力のある協力の効果で、開放的且つ包容力のあるビジネス環境を協同して構築することで、イノベーションに先導された税務制度の発展の利益を協同で享受し、税務の輝かしい未来の始まりとなることを望むものである。

（報告：鈴木恭浩委員）

2 基調講演：付加価値税（VAT）制度に対するデジタル経済の影響

1. 中国におけるデジタル経済の現状

- ① GDP へのデジタル産業の貢献度が 10%に達した
- ② ライトハウス工場として中国国内の 62 施設が認定されており全世界の 40%を占めている
- ③ 中国が 11 年連続で世界最大のオンライン小売市場

2. 付加価値税制に対する課題

（1）分類の課題

デジタル製品は物品とサービスの両方の特徴をもつ（例、CD）。オンライン教育企業が iPad とソフトウェアをサービスではなく物品として扱うこともでき、適用する付加価値税の税率に混乱が生じる。

そもそも貿易協定をはじめとする各協定でデジタル製品の定義が統一されていない。

（2）納税者、納税義務判定の課題

- ① デジタル経済は参加者が多様化し分散化を伴っているため、誰が利益を得ているか、ひいては誰に課税すべきかの判断が難しい。
- ② 多くの個人が納税者として登録されておらず、また課税対象の取引自体を特定することが困難なことが多い。

3. 税務行政の課題

- （1）従来の物理的拠点（PE）の有無による課税管轄権が通用しない。デジタル経済では、生産地と消費地（市場国）の両方が価値創出に寄与しているが、現制度では市場国への分配がされない。
- （2）従来は金・物の流れを請求書に依存して管理・検証して課税してきたが、デジタル経済ではバーチャルな取引が伴い、従来のやり方が困難である。

4. 国際課税に対する影響

デジタル経済におけるクロスボーダー取引により、特にハイテク企業への課税が複雑化し、税源浸食リスクが増大している。

一方、各国は外国からの投資を誘致するためにそれぞれ税優遇措置を導入しており、それが税収の損失や二重非課税のリスクをもたらしている。

国境を越えるデジタル取引に対処するには、税務行政の分野で国際協力が必要である。

これに対応するため、OECD は次のような取組をしている。

① 多国間の税務情報交換制度を構築

「金融口座情報の自動的情報交換のための多国間の権限ある税務当局間の合意」等、各国間の自動的かつ定期的な税務関連財務情報の交換を促進する。

② 多国間租税センター

2015 年には中国の揚州市に多国間租税センターが設立されている。このセンターは発展途上国の税務行政能力を構築することを目的としている。

結論 ①税務情報交換の強化、②国際税務協力の強化、③デジタル経済に適応した税制改革が必要

（報告：井上友一委員）

セッション 1 税務ガバナンス／税務専門家の役割

○モデレーター：中国注册税务师协会 Hei Zhilei

○スピーカー：GTAP 会長 P. Valente

シンガポール税理士会 Evelyn Lim

インドネシア税理士会 David Thai

ネパール税理士会 Prabin Raj Kafle

1-0 税務ガバナンス：税務専門家の役割

Hei Zhilei（中国注册税务师协会）

税理士事務所と税理士の役割としては、3つの項目が挙げられる。それは「知識」「代理」「仲介（架け橋）」である。

1つ目の「知識」についてであるが、以前は税務のみの知識であった。しかし近年は提供できる項目が増えており、以前の税務の知識に加えて、税務のアプリケーションやオンラインのコンサルティングツールの使用、法的支援も行なうなど多岐にわたっており、それだけでも将来的にも税理士業務はなくなることはないと思われる。

2つ目は「代理」である。こちらもこれまでの税務の帳票や申告書を提供するのではなく、正しいコンプライアンスに則った帳票を提供することである。またそれだけでなくクライアントにおける税務ガバナンスの設計や税務リスクの回避のためのメカニズムの導入などを行なうものである。代理として行なうコンプライアンス遵守の業務は現代では多岐に渡るものとなっている。

3つ目は「仲介（架け橋）」である。税務当局から税務の処理について何らかの指摘があった場合にクライアントと税務当局との間に入り、仲介役として両者の架け橋になるものである。以前企業は税務当局からの指摘を受けて、それが問題となり解決できない場合のみ税理士に依頼をしていた現実がある。最近の新しい関与方法として、税務が問題となる前からクライアントとして、先にコンプライアンスの知識やサービスの提供、保有する強力なツールなどを利用して、顧客の税務リスクを事前に回避し、危機を防ぐようになっており、そのことで徴税コストの削減にも貢献しているのである。税理士はクライアントにおけるガバナンスにおいて積極的な参画者としての面も持っているということである。

また税理士は税制の整備にも積極的に貢献している。税制の改革において、税理士は実務的且つ専門的な監督者でもある。私はこれまで20年以上税務の実務に従事しながら中国の税制に対して誇りを持って協力し、その進化を目の当たりにしてきた。その間には付加価値税の導入もあり、この国で税務の改革は確実に進んできている。

現在では他の多くの国で同じように税制の改革が行なわれており、それは全世界的な大きな発展のチャンスであると同時に大きな問題もはらんでいる。20年前と環境は一変し、マクロ経済の発展や拡大、全世界の税制の改革、税務のイノベーションやDX化など変化は著しいものである。以前は紙だけで取り扱われていたものが、急速にデジタル化が進んできている。

そのような現代において、世界各国の税務専門家と情報を交換することは重要である。今日は各国の様々な分野の専門家が講演をする貴重な機会である。それぞれがどのように現状の課題を解決するのか、それに税務の専門家としてどのように関わっていくのかを聞きたいと願うものである。

（報告：鈴木恭浩委員）

I はじめに～3つのテーマ

- ・租税メガトレンドのパズル
- ・グローバルな租税協力と改革
- ・すべてのアドバイザーの倫理的基準に関する議論

II 租税メガトレンドのパズル

1. 戦略的展望

デジタル経済、税務テクノロジー、グローバルノースとグローバルサウス、税制政策、競争調整の確実性、環境社会ガバナンス (ESG: environmental social governance)、税務ガバナンスと企業構造、多国籍企業と超国家企業、二重課税・多重課税と二重非課税、目に見えない企業と消えゆく納税者、総合的なバリューチェーンと移転価格、恒久的施設と重要なデジタルプレゼンス

2. 租税政策における戦略的クラスター

グローバル課税における優位性－課題と考察

(1) 実施と執行：

- ・行政能力が限られている発展途上国を含むすべての国において、グローバルな税制改革の一貫した実施と執行を確保する。
- ・低税率体制から利益を得ている国からの潜在的な抵抗に対処する。

(2) 利害の調整：

- ・グローバル・ミニマム税率やその他の国際的な租税政策の設定において、先進国と開発途上国双方の利益のバランスをとる。
- ・国際的な税制改革において、開発途上国のニーズと課題が適切に対処されるようにする。

(3) 主権の維持：

- ・租税に関する国際協力を推進しつつ、国家主権を尊重する。
- ・各国がグローバルな租税基準を自国固有の状況やニーズに適応させるための柔軟性を提供する。

3. 世界の租税政策の動向－OECD アングル

(1) 炭素削減

環境課税

炭素削減アプローチに関する包括的フォーラム

(IFCMA: The Inclusive Forum on Carbon Mitigation Approaches)

政策の管理と一貫した方法論の構築

(2) グローバル・モビリティ：

人事分野において、異なる国や地域間での従業員の異動や配置を管理するプロセスや戦略のこと
と PIT (個人所得税) や CIT (法人税) において、社会保障、年金、競争などのより広い意味合い

(3) 税務管理 3.0：

デジタルソリューション

- ・デジタル ID
- ・納税者との接点
- ・効率的な税ルール管理：VAT のリアルタイム化、電子請求書、デジタルレポートへの移行デ

ータリポジトリとさまざまなレジスタの相互リンク

(4) 法人税の簡素化：

柱の適用後の適合性チェック：同様のリスクに対処する既存のルールを簡素化、削除、または変更する

(5) 税の透明性：

納税者、税制、税務行政に対する税の透明性の向上：相互接続された登録簿（実質的所有者、不動産）

(6) 税と不平等：

税制の公平性の向上：根底にある社会の不平等の軽減

(7) 国内資源動員の支援：

国内資源動員の支援：法人税、個人所得税、富裕税、財産税、消費税、税務管理など

- ・協力のためのプラットフォーム
- ・税に関するもの（UN、IMF、WBG（世界銀行）、OECD）
- ・国境なき税務調査官（UNDP、OECD）

Ⅲ グローバルな租税協力と改革

「グローバルノース」と「グローバルサウス」という概念は、裕福な先進国と貧しい発展途上国との間の社会経済的、政治的格差を説明するためによく使われる。この格差には、経済発展、工業化、生活水準、地政学的影響など、さまざまな側面が含まれる。

1. 税収と税制

(1) グローバルノース：

- ・高い税収：先進国は、絶対額でも GDP の割合でも、一般的に高い税収を徴収している。
- ・多様な課税基盤：税制は、所得税（個人及び法人）、付加価値税（VAT）、財産税、及び様々な物品税を含む多様な課税基盤を特徴としている。
- ・累進課税：多くの国が累進課税システムを採用しており、高所得者には高い税率が課せられる。
- ・効率的な税務管理：税の徴収、コンプライアンス及び執行のための堅牢なメカニズムを備えた高度な税務管理システム。

(2) グローバルサウス：

- ・税収の低さ：発展途上国は、一般的に GDP に対する税収の割合が低く、これは多くの場合、課税基盤が小さく、税徴収メカニズムが効率的でないことが原因である。
- ・課税基盤の狭さ：税制は、所得税への依存度が低く、VAT や輸入関税などの少数の税源に大きく依存していることが多い。
- ・逆進的な課税：VAT などの消費税への依存は、税制を逆進的なものにし、低所得者層にさらに大きな影響を与える可能性がある。
- ・非効率的な税務管理：税務管理の課題には、税徴収能力の限界、経済における非公式性の高さ、脱税の蔓延などがある。

2. 税制政策と執行

グローバルノースからグローバルサウスへの課税のバランス調整には、税制、税収徴収及び全体的な経済発展の格差に対処することを目的としたいくつかの戦略と改革が伴う。

国内改革、国際協力及び世界機関からの支援を含む多面的なアプローチにより、税務行政を強化し、課税基盤を拡大し、脱税と闘い、公正な貿易及び投資政策を推進することで、世界中で税収を増やし、より公平な経済発展を達成することができる。

(1) グローバルノース：

- ・洗練された税制：税制は一般的に十分に整備されており、経済の変化や政策目標に対応するために定期的に更新する。
- ・厳格な執行：税の遵守を確保し、脱税や租税回避に対処するための強力な法的枠組みと執行メカニズムがある。
- ・高度なテクノロジー：高度なテクノロジーとデータ分析を使用して、税金の徴収と遵守を改善する。

(2) グローバルサウス：

- ・発展途上の税制：税制は整備が遅れていることが多く、経済の変化や政策ニーズに対応するのに苦勞する場合がある。
- ・弱い執行：執行メカニズムが弱いことが多く、脱税や租税回避のレベルが高くなる。
- ・限られたテクノロジー：税務管理における高度なテクノロジーへの依存度は低い、一部の国ではこれを改善するための取り組みが行われている。

3. 税制の再調整 - 戦略と改革

(1) 税務行政の強化と能力構築

技術支援：南半球の税務当局に技術支援と研修を提供し、税金の徴収とコンプライアンスを改善する。

テクノロジーの統合：高度なテクノロジーとデータ分析を導入し、税務行政を強化し、脱税を減らし、プロセスを合理化する。

制度改革：税務行政におけるガバナンス、透明性、説明責任の向上を確保するために制度を強化する。

(2) 課税基盤の拡大

非公式経済の公式化：簡素化された税制、インセンティブ、中小企業への支援を通じて非公式セクターの公式化を促進する。

収入源の多様化：所得税、財産税、法人税を含む多様な税制を開発し、VAT のような単一の税種への依存を減らす。

環境税：環境悪化に対する税金（炭素税等）を導入又は増額し、収入を生み、持続可能な慣行を促進する。

(3) 国際協力と公正な課税

脱税と租税回避の撲滅：多国籍企業や富裕層による脱税と租税回避に対抗するため国際協力を強化する。

OECD の BEPS（税源浸食と利益移転）イニシアチブのような対策を実施する。

税務情報交換：国境を越えた所得と資産を効果的に追跡し課税するために、各国間の税務情報交換を強化する。

グローバル・ミニマム課税：利益が最低税率で課税されるように企業に対するグローバル・ミニマム課税の実施を支援し、低税率の管轄区域への利益移転を減らす。

(4) 公正な貿易と投資政策

貿易政策：開発途上国が世界貿易から多くの利益を得、課税に大きく依存する必要が無くなるように、より公正な貿易政策を推進する。

インフラへの投資：インフラと人的資本への投資を奨励し、グローバルサウスの経済成長を促進し、税基盤を拡大する。

債務救済：多額の負債を抱える国に債務救済又は債務再編を提供し、開発のための資源を解放し、財政の安定性を改善する。

(5) 能力構築と技術支援

国際支援：IMF、世界銀行、OECD などの国際機関と協力して、開発途上国における能力構築と税制改革を支援する。

知識の共有：開発途上国が効果的な税制を実施できるよう、各国間の知識とベストプラクティスの共有を促進する。

(6) 国内資源動員の強化

コンプライアンスの改善：納税者教育の改善、納税申告手続きの簡素化、強力な執行メカニズム等、税務コンプライアンスを改善するための措置を実施する。

累進課税：高所得者と企業が公平な割合の税金を支払う、より累進的な税制を開発する。

税制優遇措置：税制上の優遇措置を見直し合理化し、対象を絞り効果的なことを確認し、不必要な収益損失を削減する。

(7) 透明性と良好なガバナンスの促進

汚職防止対策：税収が効果的かつ透明性を持って使用されるよう、強力な汚職防止対策を実施する。

国民参加：税制政策の策定に国民参加を促し、信頼を築き、税制が全ての人に公平で有益であるよう努める。

(8) 革新的な税制ソリューションの採用

デジタル経済課税：デジタル経済に効果的に課税する枠組みを開発し、デジタルサービスと電子商取引が確実に税収に貢献するようにする。

天然資源管理：天然資源の管理と課税を改善し、資源抽出からの公正な収入を確保する。

4. シナリオ計画 - 主要な変数と傾向

(1) シナリオ

- ① 国際協力の強化と世界的な税制改革
- ② 税務行政における能力構築と技術の進歩
- ③ 南半球における累進的な国内税制改革
- ④ 非公式経済の公式化に重点を置く
- ⑤ 公正な貿易と投資政策
- ⑥ 不正な資金の流れと汚職への対処
- ⑦ デジタル経済課税の導入
- ⑧ 債務救済と再編

(2) グローバルシナリオ

GTAP (Global Tax Advisers Platform) の基本原則は、公正かつ効率的なグローバルな税制の枠組みの中で、納税者と税務顧問の利益がよりよく追求され、守られることである。

GTAP が税に関する協力や税務ガバナンス向上のためのプラットフォームとしてリーダーシップを取り、発言し、包括的・適応的・実用的分析を基に、持続可能で弾力性のある効果的なプログラムを立てる。

(3) 考察

シナリオは、国内改革、国際協力、革新的な課税アプローチの組み合わせを伴う。そして、これらの取り組みが成功するかは、政府、国際機関、その他の関係者がより公平な世界税制に向け協力する決意による。これらの戦略を実行することで、課税のバランスを取り直し、持続可能な開発を促進し、グローバルノースとグローバルサウス間の経済格差を縮小することができる。

IV すべてのアドバイザーの倫理的基準に関する議論

1. CFE (Confédération Fiscale Européenne : ヨーロッパ税務連合) Tax Advisers Europe

- 26 か国のヨーロッパの税務機関と税務アドバイザーの協会 33 団体を代表し、グローバルタックスアドバイザープラットフォーム (GTAP) を通じて 70 万人以上の税務専門家と提携。
- 税務アドバイザーの専門職の活動に関係し、影響を与える政策分野に取り組むため、約 15 年前に専門家問題委員会を設立。
- 倫理規定と国内法/市場アクセスルールの問題 (専門アドバイザーと規制対象外/非関連アドバイザー)
- 変化する社会の期待に合わせ、重要な変更に関する CFE の全体的な考察
- 積極的な税逃れ：過去 10 年間の取り組みと、専門家の行動に関する現在の状況
- 税務アドバイスに関する行動の変化を実現する方法に関する CFE の全体的な考察
- 発行した新しい論文は、ヨーロッパの全ての税務アドバイザーが倫理的専門的判断を確実に行うための方法について、幅広い関係者の議論を促すことを目的としている。

2. CFE の論文「税務計画における専門的判断－すべての税務アドバイザーのための倫理的品質基準」

- (1) 欧州の税制全体で税務アドバイザーがどのように機能するかについて、将来を見据えた議論を促進することを目指している。
- (2) 「合法なら、受け入れられるだろうか？」
この中心的な問いに着想を得て、5 つの重要な問いに基づいた倫理的品質基準を提案し、税務アドバイザーが納税者の権利と義務の適切なバランスを取り、濫用的な税務計画を回避するよう促す。
- (3) 税務計画に関する専門的判断の倫理的品質基準の設定：5 つの重要な問い
 - ① 現在または将来の税務上の利益の達成以外に、税務計画に真の経済的目的はあるか？
 - ② 税制上の優遇措置を得るために、形式を重視するアプローチで人為的に取り決めたり操作したりしていないか？
 - ③ 税務計画は、裁判所や情報に精通した利害関係者が信頼できるとみなされ適用される国際税法及び国内税法の解釈に基づいているか？
 - ④ 関係税務当局が計画のあらゆる側面を完全に把握していた場合、この取り決めは実行されるか？
 - ⑤ この税制計画が政策立案者や一般人に不当であると認識される可能性がある他の潜在的な理由はあるか？

V おわりに

1. 将来への期待

- (1) 私たちは 5 年後も、あるいはそれ以上経っても、この論文について語り続けるだろう。
- (2) 既存の規範がどのように発展したのか、そして重要なのは、それが今日どのように運用されているのか、その適用範囲と有効性について、学ぶべきことはまだ沢山ある。
- (3) 高度にデジタル化された環境において、倫理的基準がどのように機能するかについて、理解を深める必要がある。
- (4) 政策立案者、税務行政及び一部の主要な利害関係者は、自分たちが解決策の一部であることを納得し、彼らも変わる必要がある。

2. 戦略目標

- (1) 信頼と協力に基づき、税制立案者や税務当局との対話を継続する。
- (2) 税理士に対する社会の信頼と尊敬を維持し、優秀な人材を税理士としてのキャリアに引きつける。
- (3) プロの税理士との不公平な競争を避ける。
- (4) 税務の透明性と報告に関する規制環境の比例性を確保する。それによって、投資と繁栄を助長する活気あるビジネス環境を確保する。

(報告：近藤勝美委員)

1-2 税務ガバナンス（税務専門法人/税務専門家の役割）

Evelyn Lim（シンガポール税理士会）

1. 国際税務の現状

近年、課税庁はタックスガバナンスの役割について注目し始めている。OECD と各国の内国歳入庁は、多国籍企業が正しい納税を行っているか、世界的な規模で調査を始めており、多国籍企業が各国の税制や課税ルールのずれを利用することで、課税逃れを行っている問題に対処するため、BEPS と BEPS2.0 のフレームワークを公表した。したがって、企業は BEPS に沿った行動計画により、税務のリスクをコントロールすることが、より重要になってきている。

2. タックスガバナンスに対するシンガポールの内国歳入庁の主導的役割

シンガポールの内国歳入庁は、タックスガバナンスを進展させるため、次のようなタックスフレームワークの措置を講じている。

① TGF（税務ガバナンスの枠組み）2011 年発行

企業の税務ガバナンスを強化し、取締役会レベルにまで管理を求めていることに重点を置くフレームワークである。

② ACAP（消費税のコンプライアンスを保証するプログラム）2022 年発行

内国歳入庁が提供するプログラムで、消費税に関する管理体制の評価で高いステータスを獲得した企業は監査の頻度が減少し還付が迅速化される。

③ CTRM（法人税の税務リスクマネージメントとコントロールの枠組）2022 年発行

企業の法人税リスクを特定、軽減、監視するための内部統制プログラムのことであり、企業はタックスガバナンスを盛り込んだ自己評価チェックリストを作成して内国歳入庁に提出する。

TGF や CTRM を採用した企業には税務申告の誤りについて自主的修正申告に係るペナルティーを免除する恩典が与えられている。

3. 税務専門家の役割のまとめ

- ① コンプライアンスの保障 最新の税務レポートからの適切な税法や規則に従うことで企業を守り、監査や罰金のリスクを減少させる。
- ② タックスプランニング 効果的なプランニングにより企業の税務上の責任を最小化する戦略を開発する。
- ③ 税務のアドバイザー 企業の合併、買収、投資などに対して意思決定する際に起きる税務上の問題に対して見識を提供する。
- ④ 最新の規制 最新の税法の変化とその効果について企業にアドバイスする。
- ⑤ 紛争解決 企業を代表して課税庁と交渉し、紛争の解決を図り企業の責任を最小化する。

- ⑥ 教育とトレーニング 企業に対して税務上の責任を教育し、組織内の理解とガバナンスを促進する。
- ⑦ リスクマネージメント リスクを確認し、評価し、緩和させるべくコントロールする。
- ⑧ 倫理上の指導 税務行為の責任と透明性における倫理の重要性を強調しておく。

(報告：井上五郎委員)

1-3 インドネシアにおける税務ガバナンスと税理士の役割

David Thai (インドネシア税理士会)

I はじめに：3つのテーマ

- ・インドネシアの税務行政のハイライト
- ・インドネシアにおける税務コンプライアンスの概要
- ・税務行政における今後の大きな変化 - コアタックス (Coretax)

II インドネシアの税務行政のハイライト

- ・1984-1985年の包括的税制改革以降の自己申告
- ・データや情報の説明依頼書 (SP2DK)
- ・税務調査 (5年以内)
- ・税務紛争：地方事務所への異議申し立て、税務裁判所への控訴・訴訟 (最終的かつ拘束力)、最高裁判所 (MA) への民事審査 (特別法的措置)
- ・予備調査 (BukPer)：100%の罰金・行政処分、税犯罪調査
- ・税犯罪調査：100%~400%の罰金・行政処分、地方裁判所での裁判
- ・税務署：大規模納税者 (LTO)、中規模納税者 (MTO)、STO
- ・課税：納税居住地の全世界所得、非納税居住地の源泉
- ・重要な源泉税制度：特定の所得に対する最終税 (銀行利息、建設、船舶、中小企業3~7年)
- ・VAT11% (2025年4月1日から12%に引き上げ)：VATに代わる地方税：レストラン税、ホテル税、娯楽税など
- ・納税申告書：定期 (月次)・年次所得税申告書
- ・AEOI (自動情報交換：Automatic Exchange of Information) と税務目的の財務情報へのアクセス 2017

III インドネシアにおける税務コンプライアンスの概要

1. 対 GDP 比率

2022年、インドネシアの税収対 GDP 比は 12.1%となり、アジア太平洋地域 36ヶ国の平均 19.3%を 7.3ポイント下回った。また、OECD 平均 34.0%を 22.0ポイント下回った。

2. 租税特赦 (タックス・アムネ스티) 政策 (2016年1月~2017年3月)

(1) 租税特赦 (タックス・アムネ스티：Tax Amnesty(TA)) 政策

2016年1月から2017年3月末の期間に、未申告の資産(国内・国外)を申告すれば、特赦として追徴課税をされず、通常よりも低い税率で納税できる制度。通常の所得税は、課税所得に対して課されるが、租税特赦の場合、課税されていない又は申告されていない資産に対し、この制度で決められた税率をかけて贖罪金を算定する。贖罪率は、3カ月毎に引き上げられ、早く申告するほど低い贖罪金となる制度。そして、国外にある資産をインドネシア国内に還流することを奨励し、国内に還流する場合にはより低い税率が適用された。(JETRO・HPより)

（２）租税特赦政策の結果

2016 年 1 月～2017 年 3 月

納税者の種類	参加者・数	参加者・割合	開示資産・合計 (兆ルピア)
法人納税者	237, 333	24. 38%	684. 60
個人納税者	736, 093	75. 62%	4, 199. 66
合計	973, 426	100. 00%	4, 884. 26

（３）租税特赦期間後、年次納税申告書の提出に対する遵守率が大幅に向上し、TA 参加納税者の遵守率は全国遵守率を上回った。

３．自主的開示プログラム（タックス・アムネ스티Ⅱ、2022 年 1 月～2022 年 6 月）

2022 年 1 月から 2022 年 6 月の期間に、VDP（Voluntary Disclosure Program: 自主的開示プログラム）政策が実施された。これは税務総局のサイトを通じて開示申告する。

対象資産は、2016 年に参加した法人と個人は、1985 年から 2015 年までに取得した資産で前回 TA での未申告資産と、2016 年から 2020 年に取得した未申告の個人資産である。

対象資産で未申告や不足申告のものは、所得の追加とされ、本来、法人税や個人所得税の税率と追徴課税・罰金が科せられるが、このプログラムに参加し、自己開示申告を行うことでファイナルタックス（分離課税）として低い税率となる。税率は、国内資産か海外資産か、国内投資か否か、国内のエネルギーセクターか否かで税率が異なる。

このプログラム後に未申告所得や申告不足などが発覚した個人納税者には、30%のファイナルタックス（分離課税）と罰金が科せられる。（法令ビジネス情報サイトより）

2022 年 1 月から 2022 年 6 月

	2015 年 12 月迄の資産		2016 年 1 月～ 2020 年 12 月迄 の資産	合計
	法人	個人	個人	
租税特赦レター（納税者）	4, 067	78, 389	225, 603	308, 059
所得税（兆ルピア）	1. 53	31. 38	28. 10	61. 01
純資産（兆ルピア）	19. 09	380. 52	195. 23	594. 84

Ⅳ 税務行政における大きな変化 - コアタックス（Coretax）

コアタックスは、先進国と同等の情報技術に支えられた、強力で信頼性が高く、説明責任のある税務機関を実現することを目的とした、税務行政改革総局の画期的な取り組みの 1 つであり、2025 年 1 月 1 日から導入される。

すべての税務コンプライアンス（月次納税申告書、年次所得税申告書、税務情報）が 1 つのポータルで管理され、供給者と購入者のデータや収入と経費の源泉徴収税が連動する。

V 課題

～税務コンサルタントの役割と課題は何か？ 税務コンサルタントはまだ必要か？～

Coretax は、簡単に言えば税の管理システムである。例えば、インドネシアでは源泉徴収税が多い。つまり、対価の支払いも、源泉徴収税も、税務調査も、全てがこの 1 つのシステムで完結する。それでも税務コンサルタントは必要だろうか。

インドネシアには非常に大きなインフォーマルセクター（非公式領域）があり、そこでは行動の決

まりごとが存在しない。したがって、それが課題となる。

もう一つの課題は、たとえ全ての情報があつたとしても、データがどのように扱われるかという点である。利用可能な情報があり、大きな調整が行われるのは、提供されたデータの中に明確な証拠がある場合のみである。時には不足している情報があり、それをもとに分析が行われ、正しいとは限らないが、徴収された税は支払う必要があることである。

(報告：近藤勝美委員)

1-4 税務ガバナンス (税務専門法人/税務専門家の役割)

Prabin Raj Kafle (ネパール税理士会)

1. タックスガバナンスにおける税務専門家の4つの主要な役割

① 税務戦略

企業が利益の最大化を実現できるためのサポートを行うことである。納税に関する優遇策の提案など、主にイノベーションやハイテクノロジーに対する政府の優遇策がいろいろあり、企業の財務管理に対して情報の提供を行っている。

② リスクマネジメント

企業に対して税務に関する審議、レビューを行うことである。政府の意向も理解しておくべきである。法令に基づいて慎重に行動するため、マトリックスを作成してミスをしないように注意している。

③ コンプライアンスの報告レポート

企業の税務行為に不正や不備があつた場合、是正が必要となる。税務に対するコンプライアンスの違反は厳しく対処される。また、企業経営者の個人的な法的責任も明確に規定されている。

④ 透明性と責任制度

財務の透明性と担当者の責任制度が重要である。利害関係者や税務当局との連携が必要となる。利害関係者はネパールだけでなく他国籍にわたる。様々な国の規制を理解しておくべきである。

2. タックスガバナンスにおける税務コンサルタントの役割

企業活動のリスクに対してのアドバイス、財務戦略、企業の発展にあわせてのアドバイスを行う。コストダウン、納税に関するアドバイスや税務当局と企業との仲介者の役割もある。

3. ネパールでの我々上級税務コンサルタントの役割

① 下位のコンサルタントメンバーに対するトレーニングを行い、レポートを発表する。

② 下位のコンサルタントメンバーの意識を向上させる。

③ 税務当局との関係性を良好に保つ。

4. まとめ

タックスガバナンスはビジネスの成功のための重要な要因になっており、そのためには税務コンサルタントが重要な役割を占めている。

企業は専門家にタックスガバナンスを保証してもらうことで、リスクを減少させ、コンサルタントは戦略的な価値を企業に提供している。

企業のタックスガバナンスの枠組みを強化するためには、税務コンサルタントとのパートナーシップを考慮すべきである。

(報告：井上五郎委員)

セッション2 テクノロジーに関する税制優遇措置（各国の状況）

○モデレーター：フィリピン税務協会 Carina. C. Laforteza

○スピーカー：中国注册税务师協会 Tess Wu

香港税務学会 Winnie Shek

日本税理士会連合会 白田祐一

パキスタン税法協会 Anwar Kashif Mumtaz

マレーシア勅許租税協会 Thenesh Kanna

2-0 テクノロジーに関する税制優遇措置

Carina. C. Laforteza（フィリピン税務協会）

1. 冒頭のあいさつ

午前中のセッションでは、各国の技術革新による税制のインセンティブを取り扱う。

2. フィリピンの税制上の優遇措置

フィリピンでは技術革新に関する税制のインセンティブが採択されたばかりで、例えばAI、自動化などに対する優遇政策が採択された。技術革新に対する税制のインセンティブはいろいろな種類があり、様々な地域で共通の課題を抱えておりリスクもある。一部の国では税収を失っており、人々の認知度も異なる。

技術革新に関する優遇措置として20%と25%の新しい法人税率が導入された。税制は、個人所得税、金融所得税、税収減免政策もあり、企業も国内企業、輸出企業があり、業界により特別な減免政策もある。フィリピンでは2020年から特別投資優先計画（SIPP）により戦略投資の優先順位があり毎年更新される。研究開発や高度に技術的な製造、革新的なサービスの生産、イノベーション支援施設の設立などに税制上のインセンティブが与えられる。

3. 各国の優遇措置

次に、中国、香港、日本、マレーシアの税制上の優遇措置について報告するので参考にしていきたい。

（報告：腰越明委員）

2-1 技術イノベーションに対する税制優遇政策

Tess Wu（中国注册税务师協会）

1. はじめに

本報告書は、2025年4月開催の講演「Tax preferential policies on technology innovation in China」におけるTess Wu（RSM China 税理士）氏の発表内容をもとに、中国における技術イノベーション分野に関する税制優遇政策の概要を整理したものである。

2. 技術イノベーションと税制優遇政策の関係

（1）技術イノベーションの重要性

中国は「イノベーション駆動型発展戦略」のもと、企業による研究開発・技術成果の転換を国家戦略として推進している。これに対応して、税制面での支援措置が幅広く整備されている。

（２）課税と技術発展の関係

法人税（CIT）、個人所得税（IIT）、付加価値税（VAT）などにおいて、研究投資や技術移転を促進するための控除・免除措置が講じられている。

３．中国における主な税制上の優遇措置

（１）企業設立初期の支援

①ベンチャー投資に対する税制優遇

ベンチャーキャピタルやパートナーシップが技術系スタートアップ企業へ２年以上投資した場合、出資額に応じた控除が認められる。当年度で控除しきれない場合は翌年度以降に繰越可能である。

②特区での所得税軽減

横琴（広東・マカオ深度協力区）や海南省において、奨励産業に従事する外国人材に対し、15%を超える IIT（個人所得税）について免税措置が適用される。

（２）研究開発（R&D）投資の促進

①研究費の特別控除

2023 年 1 月 1 日以降、研究開発費に対する特別控除の割合は 75%から 100%に引き上げられた。

②基礎研究に対する控除

2022 年以降、企業が基礎研究に支出した費用については 100%の控除が可能である。資金を受け取った大学・研究機関についても非課税措置が講じられている。

③特定業種への追加措置

集積回路や産業用工作機械企業には、2023～2027 年にかけて 120%の控除が適用される。

④設備投資の即時償却

2024～2027 年に新規購入した設備について、500 万元までの額に対して 1 回限りの税額控除が可能である。

（３）技術成果の転換支援

①VAT 免除

技術移転、開発、コンサルティング業務に対して VAT（付加価値税）を免除する制度が存在する（ただし、ソフトウェア著作権は対象外）。

②CIT 軽減

技術移転による所得について、500 万元以下は CIT 免除、超過分は半額の税率で課税される。一定の関係者間取引や登録要件あり。

③投資所得の繰延措置

技術成果を有する企業に対して出資を行った場合、譲渡所得にかかる課税を株式譲渡時まで繰り延べることができる。非貨幣性資産投資については 5 年間の分割納税が認められる。

④人材への優遇措置

非営利研究機関や大学に所属する研究者が得る現金報酬は、IIT を 50%減額する。株式報酬については、譲渡時までの課税繰延措置が適用される。

（４）奨励産業への税率軽減

①企業所得税（CIT）15%適用

自社開発ソフトウェアの販売や、再設計・改良された輸入ソフトウェアの販売については、15%の法人税率が適用される（通常 25%）。

4. 今後の動向

今後は、技術イノベーションに関連する税制上の優遇措置がより多様化・精緻化することが見込まれる。特に研究開発と人材確保の分野において、特定地域（特区）を中心に競争力強化のための政策が強化されると予測される。

5. 所感と税理士としての留意点

中国では、租税政策が国家戦略と強く結びついている。税理士としては、以下の点に留意する必要がある。

- ・技術関連投資の税務上の取り扱いに精通すること
- ・特区における雇用・事業展開と課税関係を把握すること
- ・租税回避とならぬよう、正当な投資スキームとしての判断を行うこと

今後、日本国内においても同様の優遇措置が導入される可能性があるため、他国制度の比較・分析は実務上重要である。

参考文献

- ・Tess Wu (2025) 「Tax preferential policies on technology innovation in China」 講演資料 (RSM China, CCTAA 国際税務セッション)
- ・厦門国家税務局 (2023) 「中国 R&D 費控除制度解説」
- ・中国財政部・国家税務総局 (2022) 「技術移転に関する免税措置に関する通知」
- ・国務院 (2020) 「海南自由貿易港建設総合計画」

(報告：佐々木栄美子副部長)

2-2 税務コンプライアンスの活性化と目的

一 電子申告とパテントボックス制度に関する香港の最新情報

Winnie Shek (香港税務学会)

1. はじめに

本報告書は、香港税務学会 (TIHK) 会長であり、Deloitte China 税務パートナーである Winnie Shek 氏による講演「Revitalizing and bringing purpose to tax compliance」に基づき、香港における電子申告制度と特許箱 (IP ボックス) 制度の最新動向をまとめたものである。

2. 電子申告制度の動向

(1) 電子申告の概要

香港では電子化の推進が進んでおり、全納税者に対する電子申告義務の導入が進行中である。多国籍企業には義務的な電子申告が要求され、個人や法人の納税者には、税務ポータル (ITP・BTP・TRP) を通じた電子申告が求められる。試行期間は 2025 年第 1 四半期、本格運用は 2025 年第 3 四半期を予定している。

(2) 中小企業への影響と利権撤廃

小規模企業への利権撤廃や補足書類の電子提出義務化が進み、納税手続き全体がデジタル環境へと移行することが予想される。

3. 香港における特許箱制度

(1) 制度の概要

特許箱制度とは、知的財産 (IP) から得られる所得に対して、通常の法人税率 (16.5%) よりも低い 5% の税率を適用する優遇制度である。香港では、2023 年 4 月 1 日以降に開始する会計年度から適用が開始されている。

(2) 対象となる知的財産と収入

対象となる IP には、特許、著作権付きソフトウェア、植物品種権などが含まれ、IP の展示・使用や売却による所得、損害補償・保険金なども優遇対象となる。

(3) ネクサス・アプローチによる譲歩部分の計算

優遇税率の適用は、研究開発 (R&D) 活動との関連性に基づいており、適格支出と非適格支出を分別し、譲歩部分 (優遇税率対象範囲) を計算する必要がある。

(4) 記録保持・選択制

納税者は R&D 活動の詳細記録を保持する義務があり、制度適用には書面による選択が必要である。一度選択した場合、取り消すことはできない。

4. 国際比較にみる香港の位置付け

香港の特許箱制度は、他国と比較しても競争力のある優遇税制を提供している。例えば、

- ・シンガポール：5%または10%
- ・ルクセンブルク：4.99%
- ・マルタ：1.75% (EU 最低)
- ・キプロス：2.5%
- ・アイルランド：10%
- ・スイス：最大 90%免除 (カントン差あり)

などと並び、香港は 5% の固定優遇税率を提供している点で明確な制度設計をしている。

5. 所感と税理士としての留意点

電子申告制度と特許箱制度は、納税者にとって手続き簡素化と税負担軽減の両面に寄与するが、制度理解と正確な記録管理が求められる。税理士としては、以下の点に留意する必要がある。

- ・電子申告導入に伴う体制整備の支援
- ・特許箱制度の適用要件の精査とシミュレーション支援
- ・非適格支出との区別を明確にした会計処理と文書整備の徹底

参考文献

- ・Winnie Shek (2025) 「Revitalizing and bringing purpose to tax compliance」講演資料 (TIHK / Deloitte China)
- ・香港税務局 (2023) 「Intellectual Property Tax Concessions Ordinance」
- ・OECD (2024) 「R&D Tax Incentives: Trends and Policy Design」
- ・各国特許箱制度比較資料 (2024 年、講演資料より)

(報告：佐々木栄美子副部長)

1 はじめに

日本における技術革新（イノベーション）は、経済成長と国際競争力を維持するための鍵となる要素である。日本政府は企業が技術革新に対する研究開発や設備投資を行う際に負担を軽減する税制インセンティブを提供している。

税制インセンティブは、企業が技術革新に向けた投資を積極的に行うための誘因として機能しており、研究開発費の税額控除や特別償却、固定資産税の減免などの優遇措置が含まれている。

1-2 技術革新に対する主な税制インセンティブ

- ・ **研究開発税制（R&D Tax Credit）**：日本の研究開発税制は、企業が技術革新に向けた研究開発活動を行う際に、その費用の一部を法人税から控除できる制度である。この税制は、先端技術の開発や製品化を支援するため、革新活動の原動力となっている。
- ・ **特別償却制度**：技術革新に関連する設備投資に対して、通常の減価償却よりも早い段階で費用を計上できる特別償却が適用される。AI、ロボティクス、次世代製造技術の導入に対しても、この制度が利用されることがある。
- ・ **税額控除制度**：技術革新に対する投資には、税額控除制度も適用される。これは、特にAIやIoT、バイオテクノロジー、エネルギー効率向上技術などの最先端技術に適用されることが多い。

1-3 具体的な技術分野における支援措置

- ・ **デジタル技術の革新支援**：AI、IoT、クラウドコンピューティング、ビッグデータなどのデジタル技術を活用したイノベーションには、特に重点的な税制インセンティブが提供されている。
- ・ **環境技術に対する優遇措置**：環境技術、特に再生可能エネルギーや省エネルギー技術に対する税制上の優遇措置も充実している。太陽光発電や風力発電、水素エネルギー関連技術の開発・導入に対しても優遇措置が設けられている。
- ・ **先進製造技術の支援**：製造業においては、ロボティクスや3Dプリンティング、スマートファクトリーなどの先進技術が革新をリードしており、これらの技術導入を支援する税制インセンティブが提供されている。

2 研究開発税制

日本の研究開発税制は、企業が行う研究開発活動を支援し、技術革新や競争力向上を促進するために設けられた税制上の優遇措置である。中小企業や特定の産業分野に対しては、追加の控除が提供される場合がある。

2-1 研究開発税制の対象

研究開発税制の対象となる研究開発活動は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 技術的な新規性
- ・ 不確実性
- ・ 独自性

2-2 研究開発税制の仕組み

研究開発税制の主要な税額控除は以下の通りである。

- ・ 増加型税額控除
- ・ 総額型税額控除

- ・ 中小企業の特例

2-3 最近の改正点

令和6年度の税制改正により、イノベーションボックス税制が創設された。

2-4 研究開発税制の課題と展望

今後の展望としては、より多くの企業が研究開発に取り組みやすい環境を整備することが重要である。また、グローバルな競争が激化する中で、日本企業が国際的に競争力を維持するためには、研究開発支援のさらなる強化が求められることになるであろう。特に、グリーン技術や先端技術分野での研究開発への支援を拡充することが期待されている。

3 特別償却制度

特別償却制度は、日本の企業が設備投資や特定の資産を取得した際に、通常の減価償却に加えて、初年度に多額の償却費を計上できる制度である。この制度は、設備投資を促進し、企業の競争力を強化するために導入されており、特定の産業や技術分野を対象とした税制上の優遇措置として位置付けられている。

3-1 特別償却制度の適用対象

特別償却制度の適用対象となる資産は、一定の条件を満たす必要がある。これらの条件は、資産の種類や取得時期、使用目的などによって異なっている。以下は、代表的な適用対象の例である。

- ・ 生産設備
- ・ 省エネルギー設備
- ・ デジタル技術関連設備

3-2 特別償却制度の仕組み

特別償却制度の基本的な仕組みは、資産の取得年度において、通常の減価償却に加えて、特別に設定された割合の償却費を計上することができる点にある。これにより、企業は初期投資額を早期に償却し、税負担を軽減することが可能となる。

3-3 特別償却制度の適用条件

特別償却制度の適用を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要がある。具体的には以下のような条件が一般的である。

- ・ 資産の取得時期
- ・ 事業目的
- ・ 報告義務

3-4 最近の改正点

特別償却制度は、経済状況や政策目標に応じて適宜改正が行なわれてきた。特に近年は、環境技術やデジタル技術への投資が急速に増加していることから、これらの分野における特別償却の拡充が進められている。例えば、カーボンニュートラルを推進するための設備投資や、DXを加速させるためのIT関連設備投資に対して、特別償却の適用範囲が広がっている。

3-5 特別償却制度の課題と展望

中小企業においては、手続きの煩雑さや税務知識の不足が、特別償却の利用を妨げる要因となっている。

今後の展望としては、特別償却制度の簡素化や、より多くの企業が利用しやすい環境整備が求められるものである。

4 令和6年度税制改正「イノベーションボックス税制」の創設

令和6年度税制改正大綱が令和5年12月14日に与党から公表され、生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進を目的とする「イノベーションボックス税制」が創設された。

4-1 概要

企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI関連のプログラム著作権から生じる国内外からのライセンス所得又は国内への譲渡所得に対して30%の所得控除を認めるというものである。これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇が行われることとなる。所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという、我が国で初の税制となっている。

4-2 創設の背景

研究開発投資の伸び悩みに加え、研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、さらに、企業活動のグローバル化に伴って、研究開発拠点の立地選択の自由度や戦略性が高まってきていると言えることができる。また、そうした状況を踏まえ、我が国が研究開発税制のみのイノベーション投資促進策にとどまり、アウトプットに着目した優遇措置を導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定されること等から、今回の税制改正で「イノベーションボックス税制」が創設されたのである。

《参考》OECDによる検討「修正ネクサスアプローチ」

イノベーションボックス税制の特徴として、無形資産からの所得に対して優遇税率を適用するため、無形資産の所有権を移転させることによる所得の移転を招来するという性質があった。結果として、租税回避の手段として利用されうる有害税制といった側面が指摘され、OECDにおけるBEPS (Base Erosion and Profit Shifting) の議論を経て、2015年に「修正ネクサスアプローチ」が導入され、原則として、優遇措置の対象は納税者が「国内で自ら」行った研究開発支出に基づき取得された知財由来の所得に限定されることとなったのである。

具体的には、対象となる所得に対して、国内で自ら行った研究開発支出（適格支出）の割合を乗じることによって、優遇措置を利用しようとする国での研究開発の実態がない知財から得られた所得が対象外になるように意図されたものである。

この「修正ネクサスアプローチ」の考え方にに基づきその制度対象所得の計算上、③適格支出の条件が厳格に明記され、その研究開発は、「国内で」「自ら」行うことが原則とされたのである。

4-3 今後のポイント

- ・ 知的財産の対象範囲について
- ・ 所得の対象範囲
- ・ 研究開発税制との関係の整理

5 おわりに

税制インセンティブにはいくつかの課題が存在する。特に、中小企業やスタートアップにとって、複雑な税制や申請手続きが負担となる場合があり、十分に活用できないことがある。また、技術革新のスピードに税制が追いつかない場合もあり、制度の柔軟性や適用範囲の拡大が求められているのである。

日本の技術革新に対する税制インセンティブは、今後も更なる強化が見込まれている。特に、政府が掲げるカーボンニュートラルやデジタル社会の実現に向けて、技術革新が果たす役割はますます大きくなるであろう。そのため、これらの目標を達成するための税制インセンティブの拡充が進められると予想されるのである。

(報告：白田祐一委員)

2-4 AI と税務

Anwar Kashif Mumtaz (パキスタン税法協会)

1. はじめに

本報告書は、パキスタン税法協会 (Pakistan Tax Bar Association, PTBA) 会長であり、Saiduddin & Co. 法律事務所のシニアパートナーである Anwar Kashif Mumtaz 氏による講演「AI と税務」に基づき、同国における AI の活用と税制への影響について要点を整理したものである。

2. AI の基礎とデータの重要性

(1) AI の基本構成

AI (人工知能) は、人間のように学習し、判断する能力を備えたコンピューターシステムである。主要要素としては、機械学習 (ML)、自然言語処理 (NLP)、ニューラルネットワーク、コンピュータービジョン (CV) が挙げられる。

(2) データの影響

AI は大量かつ高品質のデータを必要とする。質の低いデータでは精度が低下するため、「ガベージイン・ガベージアウト」の原則が強調された。

3. パキスタンにおける AI 導入の現状と課題

(1) IT インフラの脆弱性

パキスタンでは、信頼性の高いインターネットやサイバーセキュリティ、効率的なデータ管理体制が欠如しており、AI の広範な実装が難しい状況である。

(2) 産業界の課題

AI の有用性に対する理解不足、規制や制度整備の遅れ、既存システムとの統合の難しさが、企業での導入を妨げている。

(3) 政府の推進策

2018 年以降、政府は AI 教育・研究機関の整備や特区の設置を進め、AI 関連の人材育成と産業支援を行っている。

4. パキスタン税制における AI 活用の必要性

(1) 税制の課題

パキスタンでは、税収の GDP 比が 8.5% と低く、文書化の欠如、脱税、現金経済が課税漏れを引き起こしている。

(2) AI による解決の可能性

AI は納税申告の自動化、誤り検出、税務調査のリスク評価、規則の自動更新追跡などに有効である。

(3) 予測分析の活用

過去のデータから納税行動を予測し、コンプライアンス向上と業務改善を実現する。

5 税務当局（FBR）における AI の実用例

(1) 脱税検出

申告情報と他データ（銀行、不動産、消費動向）との照合により、不整合を検出し、調査対象を特定する。

(2) 複雑なスキームの解明

AI は多元的な情報を統合して、オフショア口座やペーパーカンパニーの関連性を明らかにする。

(3) 業務自動化

納税者からの問い合わせ対応や標準文書の作成など、税務行政の効率化を進めている。

6 所感と税理士としての留意点

AI は税務分野において大きな変革をもたらしつつあるが、その活用には制度理解とインフラ整備が不可欠である。税理士としては、以下の点に留意すべきである。

- ・ AI が可能とする自動化領域の理解と導入支援
- ・ データ品質の担保と税務における実務への反映
- ・ 脱税検出やコンプライアンス分析への AI 活用支援

参考文献

- ・ Anwar Kashif Mumtaz (2025) 「AI and Tax」講演資料 (Pakistan Tax Bar Association)
- ・ Pakistan Board of Revenue (2023) 各種税制年次統計
- ・ PIAIC (2018) 人工知能とコンピューティングに関する大統領イニシアチブ公式サイト
- ・ OECD (2023) 「AI and Taxation: Emerging Trends」

(報告：佐々木栄美子副部長)

2-5 テクノロジーに関する税制上の優遇措置：マレーシアの場合

Thenesh Kanna (マレーシア勅許租税協会)

1. マレーシアの現状

マレーシアにはテクノロジーに関する様々な優遇政策があるため、各国から投資されている。現代ではスマートフォンなしでは生活できず、電気自動車も普及してきており、私たちの生活には技術革新が大きく関係している。この技術というのは、ソフトウェアとハードウェアなど様々なものがあり、経済の発展に寄与している。

2. 法的枠組み

マレーシアでの税制のインセンティブの法整備として次の3点がある。

(1) 投資促進法

1986年から特別な地域でインセンティブを実施したので、世界各国から投資が行われた。

(2) 所得税法に基づく省令

(3) 所得税法に基づく大臣権限による適用除外

この(2)(3)で優遇措置の3分の2を占めており、主な内容は次の通りである。

① 企業ごとにオーダーメイドの優遇政策を作ることができる。

② 法人税の税率は24%だが投資内容の契約により、5%、10%、15%の優遇を受けることができる。

③ 投資額の60%は所得の70%と相殺できる。契約により投資額に対して所得の100%と相殺することも可能である。これは投資の契約内容によるが、10年間の優遇期間が与えられ、延長することもできる。

3. マレーシア・デジタル（MD）の税制上の優遇措置

マレーシア・デジタルとして、人工知能（AI）、ビッグデータ分析、サイバーセキュリティなど特定の事業が奨励される活動とされ優遇措置の対象となる。貿易、製造、通信サービスの提供はMDの奨励事業に含まれない。

主な内容は次の通りである。

(1) 知的財産権には0%の法人税率が適用される

(2) その他の所得は5%または10%の法人税率が適用される

(3) 投資金額、社員の人数、税額、知識人の人数などでインセンティブが異なる。

(4) 労働集約型の地域から高付加価値の地域にシフトしようとしているため、従業員の給料の金額などがインセンティブの対象となる企業の条件となっている。

4. マレーシアのエレクトロニクス産業

(1) 1970年代に簡単な半導体の組み立てから始まり、高い付加価値の商品へと発展してきた。現在はセンサーと電気自動車にフォーカスしている。

(2) 大手半導体企業12社のうち6社がマレーシアで事業を展開している。

(3) クラウドサービスやAIによる需要増加の中、マレーシアはデータセンターへの数十億円に上る投資を引き受けている。マレーシア国内に設立予定のデータセンターがすべて稼働すると、アジア最大のハブの一つになる。

5. グリーン水素の製造

(1) サラワク州ではグリーン水素を製造しており、東南アジア初の水素経済実現を目指している。

(2) マレーシアの自由貿易地区は投資家により多くの選択肢を提供している。従業員や土地に対するもの、オフィスに対する20年間の税の優遇政策もあり、この地域の投資環境が改善された。今後の投資に期待する。

(報告：腰越明委員)

税務専門家の規制

Anthony Greco (オーストラリア全国会計士会)

I はじめに

現在オーストラリアには3つの税務会計の専門家団体が活動している。喫緊の課題は「税務専門家の規制」である。その理由は何か？オーストラリアではほとんどの市民が毎年確定申告を行うことから、何らかの税務サービスを受けており、信頼できる税務専門家を利用することは消費者保護の観点からも重要である。また、課税庁にとっても、歳入基盤を確保するためにも税務専門家の規制は重要である。さらに税務専門家ではないが記帳代行業もビジネスサービスを提供していることから規制の枠組みに組み入れられている。

II 門番としての役割

門番としての役割を担う税務専門家ではあるが、オーストラリアの税務専門家が個人、法人あるいはパートナーとして報酬を得て税務代理業を行うためには、税務実務家委員会 (Tax Practitioners Board, TPB) への登録が要件となる。この TPB が税務専門家の登録と規制を担当する国の機関である。

III 税務専門家団体による自主規制

オーストラリアの3つの専門家団体はそれぞれの団体が定めた自主規制ルールに従い、法的要件、継続研修要件、品質レビュープログラムなどが義務付けられている。それぞれ各団体の会則などの遵守も求められ、専門家団体の会則に準拠した職業賠償責任保険にも加入している。

具体的には、品質管理マニュアルを策定して、例えばスタッフの採用、スタッフの監督、税務専門家としての業務品質水準の維持、利益相反を管理するためのガバナンス体制の整備などが求められている。

IV 税務実務家委員会 (Tax Practitioners Board, TPB)

1. 5つのTPB規範

- ① 正直さと誠実さ
- ② 独立性
- ③ 守秘義務
- ④ 能力
- ⑤ その他の責任

2. TPB は、国家機関として歳入庁と協力をしながら税務専門家を監督する独立した機関として存在している。

3. PWC 事件：会計事務所大手の PWC が政府との機密協議に関する守秘義務を破り、情報漏えいを行った結果、多国籍企業の税金逃れを支援していたことが明らかになり大スキャンダルに発展、オーストラリア連邦警察の捜査を受けるに至った。この事件をきっかけに当局による規制が強化された経緯がある。

4. 義務的通知制度の導入

守秘義務という大原則があるが、クライアントの不正行為や重大なコンプライアンス違反がある

場合は規制当局や TPB に通知する義務がある。

5. 制裁の発動

TPB は歳入庁からは独立しているが、多くのデータを共有しており、税務専門家が不適切な倫理的又は専門的基準を維持できない場合にはペナルティを課すことができる。

V マネーロンダリング及びテロ資金対策改正法 2024 (AML/CTF 法)

現在、税務専門家は AML/CTF 法の規制対象外ではあるが、早晚、我々の業界にも新たな義務として「クライアントを知る」ということが課せられるになるであろう。

(報告：松岡宣明委員)

ファミリーオフィス

Michael Cadesky (STEP)

I ファミリーオフィス※とは何か？

一般的に富裕層ほど金銭管理だけでなく様々な問題を抱えており、法律他の問題について専門家に対する需要が大きい傾向があることからファミリーオフィスに対するニーズがある。

II ファミリーオフィスの目的

ファミリーオフィスに対するニーズは広範なものとなるが具体的には次の様なものが挙げられる。

- ① 資産管理、資産運用、現金管理、不動産管理
- ② これらに付随する税務
- ③ 遺産管理、事業承継
- ④ 保険など

III ファミリーオフィスの類型について

- ① 外部専門家に外注する方法
- ② 専門家を雇用し自らファミリーオフィス運営する方法（総資産が 1000 万ドル～1 億ドル）
- ③ ①と②の混合型の方法（総資産が 1 億ドル～10 億ドル）
- ④ 例えば総資産が 10 億ドル以上の場合は、税務や法律問題、資産運用などについては外部の専門家に依存する部分が必ず発生する

IV どうやってファミリーオフィスを作るのか

- ① IIIで述べた類型に基づきどのタイプで設立するかが重要（その目標、規模）
- ② 目標の設定、モニタリング、コスト以上のパフォーマンスを勘案して、通常は自国に自分のファミリーオフィスを設立する
- ③ 香港やシンガポールの場合該当地域に設立することで税制優遇がある

V 結論

- ① アメリカやカナダの富裕層にとってはこのファミリーオフィスは一般的に利用されているサービスである
- ② アジアにおいても富裕層の台頭とともに同様のサービスが拡大する傾向にある
- ③ 特に外部専門家に外注する方法が拡大する傾向にあるので、日頃よりクライアントの動静には気をつける必要がある

※ファミリーオフィスは富裕層向けのバトラーサービスのことと考えられる。バトラーとは元々貴族や富裕層の家庭で執事として働いている者で、家庭内の管理や家事全般、家族のスケジュール管理や資産管理などより広い業務をおこなう。

(報告：松岡宣明委員)

セッション3 多国籍企業におけるグローバル・ミニマム課税（第2の柱）の課題

○モデレーター：モンゴル税理士会 Enkhmend Magsarjav

○スピーカー：中国注册税务师協会 Sun Rui

マカオ税務学会 Cindy Lau

ネパール税理士会 Shailendra Uprety

ベトナム税理士会 Dang Mai Kim Ngan

3-0 第2の柱—MNEのグローバル・ミニマム課税と国内ミニマム課税の課題

Enkhmend Magsarjav (モンゴル税理士会)

セッション3では第2の柱に対応するための多国籍企業によるグローバルかつ国内の最低税率への対応について討議していく。私の名前はエンクメンド・マグサラジャブと言い、モンゴル税理士会に所属する税理士で、16年の実務経験があります。これから述べるのは、1. 第2の柱について、2. 第2の柱の導入の仕方についてである。



1. 第2の柱について

第2の柱とは「グローバル・ミニマム課税」のことである。これには3つの主要なルールと、租税条約に関する4つ目のルールが含まれている。これらのルールは7億5,000万ユーロ以上の収益を上げている企業に適用されることを意図しており、2021年12月にモデル規則が発表されている。

1番目のルールは現在、最低実効税率15%を下回る税率で課税されている利益に対して、各国が課税する最初の権利を主張するために使用できる国内最低税率である。

2番目のルールは、親会社の課税所得に海外企業の外国所得がいつ算入されるかを決定する所得合算ルールである。この合意により最低実効税率は15%と定められ、企業の本国管轄区域で追加の税金が課される場合もある。

3番目のルールは、軽課税所得ルールであり、異なる管轄区域にある関連企業が15%の実効税率を下回る課税を受けている場合、その国は親会社への課税を増額できるというものである。複数の国が同様の追加課税を適用しようとする場合には、課税対象所得は有形資産や従業員の所在地に基づいて分割されることとなる。

4番目のルールは「課税対象ルール」と呼ばれ、租税条約の枠組みの中で、そうでなければ低税率しか課されない支払いに対して課税する能力を各国に与えることを目的としている。このルールの税率は9%に設定されている。

2. 第2の柱の導入の仕方

第1の柱が機能するためには、すべての国が同じ方法で規則を採用し、既存の租税条約を無効にしなければならない。これにより、企業が世界中で異なるアプローチに対処する必要がなくなる。第2の柱はより任意的なもので、その概要は、各国が自国の規則を設計する際に使用できるテンプレートのようなものである。十分な数の国が規則を採用すれば、世界中の企業の利益のかかなりの割合が15%の実効税率に直面することになるのである。

欧州連合（EU）加盟27カ国は、全会一致で採択された指令に従い、第2の柱のルールを導入するプロセスを進めている。年間売上高が少なくとも7億5,000万ユーロの企業は、2024年より最低税率15%を適用することとなる。これには、収益基準を満たす完全な国内グループも含まれることとなる。

対象となる多国籍企業グループが12社以上存在する加盟国は、2023年12月31日より所得合算ルールを、2024年12月31日より軽減課税所得ルールを実施しなければならない。対象となる多国籍企業グループが12社未満の加盟国は、両ルールの実施を6年間延期することができる。報道によると、これにはエストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、スロバキア共和国が含まれているとのことである。

この合意は、税務競争における大きな変化であり、多くの国が多国籍企業に対する税制を見直すことになるであろう。

（報告：笹尾博樹副部長）

3-1 多国籍企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の影響とコンプライアンス戦略

Sun Rui（中国注册税务师協会）

〔中国におけるグローバル・ミニマム課税の実施状況〕

中国はG20創設メンバーであり、BEPSプロジェクトの実施を積極的に推進してきた。中国は2021年10月の「第2の柱の解決策に関する声明」と2023年7月の「第2の柱の解決策の結果に関する声明」に署名した。



また、2013年には、習近平国家主席がG20サンクトペテルブルク・サミットで、租税回避に対抗する取組みにおける多国間協力を支持し、国際税務ガバナンスの改善に貢献する用意があると宣言した。さらに、G20杭州サミットでは、BEPSに関する国際協力の推進、税務情報の交換、開発途上国の税制構築支援など、世界的に公正な課税制度の実現と経済成長を促進するための国際協力を引き続き支援すると表明した。

1. 多国籍企業グループに対するグローバル・ミニマム課税の影響

- (1) 1つ目は、グローバル・ミニマム課税の導入により、潜在的な税収拡大の可能性と税収の公平性が図られるということである。特定の国・地域で投資促進のための税制上の優遇措置がある場

合、多国籍企業は世界的な事業計画を見直す必要がある。どこで、いくら税金を支払うことになるのか、追加の納税額を準備するだけでなく、コンプライアンス遵守のコストも考えておく必要がある。

- (2) 2つ目は、多国籍企業が新しい国際税務ルールに適応し、コンプライアンスを遵守する必要があることである。グローバル・ミニマム課税は複雑であり、高度なコンプライアンスが求められる。国別報告書では、従来のセーフ・ハーバーについての情報の他、グローバル情報報告書においては所得の状況、税制上の優遇措置など世界の 480 を超えるデータが含まれており、これらは多国籍企業から提供される必要がある。

また、国内ミニマム課税が実施されている国・地域では、その国・地域の税務申告が必要になる可能性があり、多国籍企業は複数の事情を踏まえて課税額を計算する必要がある。

- (3) 3つ目の影響として、多国籍企業は税制上の優遇措置を再検討し、組織の構造を再考する必要があることである。たとえば、多国籍企業は、低税率の国・地域に進出したい場合、税務計画では税制上の優遇措置も考える必要があり、組織構造の透明度を求められ、事業のオペレーションとリンクするようになる。

2. 多国籍企業のコンプライアンス戦略

- (1) 第1の戦略は、グローバル・ミニマム課税は、課税における国際協力の大きな進歩を示しており、多国籍企業も国際的な課税の公平と協力を受け入れることである。これにより、多国籍企業は、どの国・地域においても租税回避をすることはできない。

第2の柱の実施により、2024年1月のOECDワーキングペーパーによれば、利益移転の金額は半分に以下に減少するだろうと予測されている。また、2020年のOECD報告書によれば、平均実効税率は低・中所得国で0.33%増加、高所得国で0.46%増加し、限界実効税率は低・中所得国で1.9%、高所得国で1.42%増加するとされている。

- (2) 第2の戦略は、多国籍企業は第2の柱に対応するための準備計画を作成し、これに対応していく必要があるということである。

① 1つ目は、第2の柱に基づく税額を試算して潜在的な影響を理解し、その影響を受ける国・地域を特定しておくことである。

② 2つ目は、財務会計の観点から、多国籍企業は国際会計基準第12号（第2の柱についての改訂）やその他現地の会計基準に従って財務諸表開示の要件に対応する必要がある。

③ 3つ目は、国別報告書の情報により、セーフ・ハーバーの利用により税制優遇措置を受けることである。

④ 4つ目は、おそらく最も重要であるが、多くの人的資源、その他の利害関係者の参画など、従来の税務機能を超えたりソースを準備することである。

- (3) 第3の戦略は、グローバル情報報告書及び国内ミニマム課税申告書の提出に向けての準備である。最初のグローバル情報報告書の提出期限は2026年6月30日となる。

- (4) 第4の戦略は、実質的活動に基づく所得のカーブアウトに焦点を当てるとともに、地域の経済的実体に焦点を当て、税金優遇措置の要件はどうなっているか等を確認することである。投資対象国・地域では、設備投資を増やして、減価償却方法を調整し、また、資産を低税率の国・地域に移転すること等で、トップアップ課税から除外することができる。

グローバル・ミニマム課税の導入によって、多国籍企業にとっても税理士にとってもチャンスとチャレンジがある。国際的な協力が必要になるため、AOTCAのような枠組みで協力して対応していく必要がある。

（報告：野村俊之委員）

シンディ・ラウ氏は BEPS 2.0 第2の柱の概要を説明した後、マカオの税制概要と BEPS2.0 第2の柱がマカオに及ぼす影響について発表した。本レポートでは BEPS2.0 第2の柱の概要は割愛する。



1. マカオの税収構造

マカオの歳入は、主に以下の税制から構成される。

【カジノ税】 カジノ事業者の総収益に対して 35%

【直接税】

法人税：法人所得に対して 12%

個人所得税：個人所得に対して実効税率 6.5%

不動産税：賃貸収入の 8%、非賃貸の場合は公示価額の 6%

【間接税】

観光税：ホテル等で提供されたサービス代金の 5%

消費税：マカオに持ち込まれるタバコ及び酒類（スピリッツのみ）の輸入時に課税

自動車税：新車販売時及び自家用の新車輸入時に課税

マカオの法人税率は 12% で、さまざまな税制上の優遇措置が存在するため、実効税率が 15% を下回る。このため、マカオに事業拠点を持つ MNE（多国籍企業）はトップアップ税の対象となり、次の課題が考えられる。

- ・会計基準の遅れ：マカオの会計基準は IFRS に近いものの、翻訳や適用に時間がかかり、QDMTT（適格最低課税制度）計算の障害となる
- ・管理負担の増加：新たなルール導入には複雑な計算や行政コストが伴う
- ・カジノ税の安定性：マカオの主要税収源であるカジノ税は経済変動に敏感で、パンデミック期間中には税収が 80% 減少するなど、安定性に課題がある

2. BEPS2.0 第2の柱への対応策

BEPS2.0 第2の柱の導入により、マカオにおける MNE は以下の影響を受ける可能性がある。

- ・税収減少のリスク：現状維持の場合、他国がトップアップ税を徴収することを容認する形となり、マカオは課税権を失う恐れがある
- ・税率引き上げの影響：税率を 12% から 15% に引き上げることは、中小企業に過剰な負担を与える
- ・QDMTT 導入：計算が非常に複雑で、会計基準との整合性確保や行政負担が課題である
- ・DMTT（国内最低課税制度）導入：柔軟性はあるが、MNE にとって税務及びコンプライアンスの負担が増加する
- ・IIR（所得合算ルール）及び UTPR（軽減税所得ルール）の採用：マカオは本社拠点としての選択肢が少なく、追加税収は限定的であり、さらに、マカオの規模では UTPR による配分税収も微々たるものとなる

3. 今後の展望と方針

マカオ政府の税務政策は以下の方針を重視する。

- ・ 公的コンサルテーションを実施し、業界関係者からの意見を募集する
- ・ 課税権の保護
- ・ ビジネス環境の改善及び競争力の強化
- ・ 第2の柱の対象とならない中小企業への影響を最小化
- ・ シンプルかつ低税率の税制を維持し、確実性と透明性を促進
- ・ カジノ税が第2の柱の対象となるか等を検討し、BEPS 適用ルールの明確化

さらに、属地主義税制を導入し、海外配当所得への非課税措置を採用することで、マカオの投資先としての魅力を高めることが重要である。

4. マカオにおける国際税務の進展

2016 年：OECD の BEPS 枠組みに参加

2017 年：マカオと他の租税管轄区との税務情報交換制度導入（法律第 5/2017 号）

2018 年：MAC（税務行政執行共助条約）の適用範囲がマカオに拡大

2020 年：MNE の国内所在最終親会社に課せられた国別報告要件に関する規制を導入

2021 年：オフショア制度の完全廃止

5. マカオにおける BEPS2.0 第2の柱の課題

マカオが第2の柱の影響を最小限に抑えつつ、経済の安定性と税収を確保するために下記の課題が挙げられる。

- ・ 規制変更及び各国税制の違いへの対応
- ・ 財務諸表の開示、コンプライアンス要件
- ・ 部門横断的な協力体制の構築
- ・ ETR（実効税率）計算の複雑性（220 以上のデータポイントが必要）
- ・ 赤字企業及び繰延税金残高の取り扱い
- ・ 税務優遇措置の継続性

マカオは BEPS2.0 の導入に際し、税務の透明性を維持しつつ、経済への悪影響を最小限に抑えるための柔軟なアプローチを模索している。今後の政策決定においては、業界からの意見収集と協議を早急に開始し、現実的な政策を導入することが不可欠である。

（報告：川崎久美子委員）

3-3 第2の柱―多国籍企業に適用されるグローバル及び国内ミニマム課税の課題

Shailendra Uprety (ネパール税理士会)

第2の柱は各国間の利益移転や税制競争の課題に対処し、公平で透明性の高いグローバルな税制環境を創出することを目指しているが、多国籍企業や各国がこの新ルールを実施・遵守する際に直面する課題も数多く存在する。

各国と多国籍企業は、税制の公平性を実現し、利益移転を削減しつつ、経済成長や投資を妨げないように、これらの問題に慎重に対処する必要がある。



本日はネパールのような低所得開発途上国が直面する課題や多国籍企業が直面する課題に焦点を当てつつ、このテーマに関するネパールの視点及びネパール税理士会の役割について述べたい。

【BEPS プロジェクトと Pillar 2 による解決策のマイルストーン】

BEPS プロジェクトは2013年に始まり、2017年に多国間協定が署名された。

2020年に第2の柱の青写真が公表され、2021年には第2の柱による解決策に関するグローバル合意が成立し、2023年に各国で国内実施が始まった。多くの国が2025年から2026年にかけてこれを実施する予定である。

【BEPS プロジェクトの必要性】

BEPS プロジェクトは、二重課税防止条約、二重非課税（課税の空白）、条約の濫用といった主要な課題との関係性を考えるとその必要性が明確になる。

BEPS プロジェクトは、第1の柱と第2の柱の2つの柱によって、デジタル経済の課題に対処し、多国籍企業が事業を行う場所で適正な税負担を負うことを確保し、グローバルな最低税率競争を防ぎ、国際税制の公平性と整合性を回復するために必要不可欠である。

【グローバル・ミニマム課税の導入】

グローバル・ミニマム課税を導入するとき、各国はコンプライアンスと効果的な執行を確保し、様々な立法技術を採用する必要がある。国内法、多国間協定、コンプライアンス要件及び行政能力の構築を組み合わせた包括的な対応が求められる。

【ピュロスの勝利（割に合わない勝利）の教訓】

BEPSにおける「ピュロスの勝利」とは、グローバルな税制改革において大きな進展がある一方で、そのコストや複雑性、予期せぬリスクがこれらの改革を損ねる可能性があるという警鐘である。

現在、多くの混乱が生じており、経済的非効率性が懸念されているため、政策立案者は潜在的なリスクに注意を払い、BEPSの実施が単なる勝利ではなく、公平で効率的なグローバル税制の確立を目指す必要がある。

【低所得開発途上国に関する懸念】

ネパールのような低所得開発途上国では多くの多国籍企業が活動しているが、これらの国が直面する課題は、その経済構造、行政能力、外国投資への依存から生じている。

政策立案者は、これらの課題を考慮し、税制基盤を保護し、持続可能な経済成長を実現するように努める必要がある。

【多国籍企業が直面する課題】

多国籍企業は、第2の柱の実施に伴い、複雑な規則、報告要求、コンプライアンスコスト、二重課税リスクなどの課題に直面している。

【ネパールでの進展】

近年、ネパールでは、11カ国との二重課税防止条約の締結、外国送金に対する源泉徴収税、移転価格ガイドラインの実施、2022年のデジタルサービス税の導入、オフショア取引への課税などの税制関連の進展がある。

【ネパール税理士会の役割】

AOTCAの一員として、今後、グローバル・ミニマム課税に関する議論に参加し、政府に専門知識を提供するとともに、第2の柱に関するコンプライアンス支援を行ない、職員研修を通じてサポートしていきたい。

また、多国籍企業が第2の柱の要件を遵守するための能力向上を支援するとともに、多国籍企業と税務当局間の紛争解決に努めたい。

(報告：新垣真秀委員)

3-4 ベトナムにおけるグローバル・ミニマム課税の法制化をめぐる状況と

投資家向けの代替インセンティブ

Dang Mai Kim Ngan (ベトナム税理士会)

はじめに

ここではベトナム税理士会の代表として、ベトナムにおける第2の柱、すなわちグローバル・ミニマム課税の導入とベトナムにおける投資優遇措置について述べていくものである。ベトナムは発展途上国として経済を発展させているが、ベトナム政府は魅力ある多くの課税優遇制度を提供することによって多くの海外投資家や多国籍企業の誘致を図っており、法人税に対する優遇措置がその一つである。



一定の投資条件を満たしたプロジェクトであれば、長期的な課税優遇政策を受けられ、例えば一定条件を満たすハイテク開発分野へのベンチャーであれば15年間にわたって法人税率10%（通常税率20%）、当初4年間の免税、続いて9年間の50%減税を受けられ、ハイテク事業にとっては大きな役割を果たしている。しかしながら、導入が不可避である第2の柱によってベトナム政府が多国籍企業に提供しているこれらの優遇税制の魅力が薄れてしまうような場合には、何らかの措置を講ずることが必要となる。一方では、第2の柱によって得られる多国籍企業からの税収を逃してしまうのであれば、これらの優遇税制を担保するための財源を見つけることが困難になると思われる。

ベトナム財務省等は3年以上前から検討を開始しており、外部団体と協力しながら専門チームを組成して、第2の柱が与える影響を検討するとともに多くのセミナー等を開催してきました。2023

年 11 月 29 日に大きな一步を踏み出した。ベトナム国会において他の発展途上国と同様に、第 2 の柱を 2024 年 1 月 1 日から導入することを決議（決議 107）した後、ベトナム財務省は決議から現在に至るまでの間、ベトナムにおける第 2 の柱の導入に関する政令案を準備している。

1. グローバル・ミニマム課税の展開

OECD で定めた 4 つの柱のうち、ベトナムにおいては正式に 2 つのルールを採用している。多国籍企業が該当することとなるのは、第一に適格国内ミニマム課税（QDMTT）、第二にベトナムに本社を有する多国籍企業に適用される所得合算ルール（IIR）である。

ベトナムにおける CMT 規制（Corporate Minimum Tax）は初年度である 2024 事業年度、すなわち 2024 年 1 月 1 日から開始する事業年度から始まっている。そのため QDMTT 申告のためにベトナムに構成事業体を 1 つ以上置いている多国籍企業は事業年度終了後 30 日前までに QDMTT の納税事業体を決定しなくてはならないこととなる。そして、事業年度終了後 90 日前までに納税者番号登録を行うことも必要となる。

そして、ベトナムにおいても OECD のガイダンスに準拠して以下の申告書の提出が必要となる。

- ・ GloBE 情報申告書
- ・ 補足法人税情報申告書
- ・ 会計方針の変更についての説明
- ・ 親会社の連結財務諸表を作成するために用いられたそれぞれの構成事業体からの報告
- ・ 親会社の連結財務諸表（IIR 用）

QDMTT・IIR に適用される会計基準については最終親会社（UPT）の会計基準に準拠することとなる。また罰則の免除は 2026 年 12 月 31 日以前に開始する会計年度まで認められている。

2. 新投資促進案

次のトピックスは第 2 の柱の導入に伴いベトナム政府が打ち出す投資優遇策についてである。ベトナム政府は第 2 の柱の導入による影響を抑えるために、ベトナム計画投資省において第 2 の柱の影響を緩和するための既存の優遇措置を維持しつつ、新しい投資促進の支援策について以下のような検討を行っている。要件を充足する場合には、政府より補助金（現金）が政府投資補助ファンドから助成される予定であり、この補助金は非課税となっている。

投資を優遇する対象としては、A：ハイテク企業、B：ハイテク製品の製造企業、C：ハイテク技術を活用した投資、D：R&D Centers の 4 区分となっており、優遇基準は以下のとおりである。全ての基準について無制限というわけではなく、まずは投資金額に対する最低限のコミットメントであるが、投資金額だけではなく、年間の最低売上高という二つ目の基準も設けている。更に三つ目の基準としてセミコンダクター産業または AI 産業に対する投資にはさらに優遇された基準が設定されている。これらの基準を満たすことは容易ではないが、それを満たす投資には、教育、R&D 経費、一般製造経費、インフラ投資等に対して様々な補助金が受けることが可能となっている。

	標準条件	投資完了における条件
A:ハイテク企業	【通常】 投資最低金額12兆ドン または最低売上高20兆ドン	1. 法令公布後の案件の場合 【通常】 12兆ドンを5年以内に拠出または3年以内に売上高10兆ドン
B:ハイテク製品の製造企業		
C:ハイテク技術を活用した投資	【優遇】 最低6兆ドン または最低売上高10兆ドン	【優遇】 6兆ドンを5年以内に拠出または3年以内に売上高4兆ドン
	注:世界をリードする独占ハイテク製品を製造する場合には制限はなし	
D: R&D Centers	最低投資金額3兆ドン	2. 法令公布前の案件の場合 12兆ドンまで拠出 1兆ドンを3年以内に拠出

（報告：笹尾博樹副部長）

○スピーカー：CNDCEC Elbano de Nuccio

韓国税務士会 Dong Ki Lee

中国注册税务师协会 Shen Menghan

ヨーロッパにおける税務専門家の発展

Elbano de Nuccio (CNDCEC)

【イタリアにおける税務専門家】

私はCNDCEC（イタリア全国公認会計士委員会）という団体の会長であり、また、イタリア・パトリ大学（Università del Piemonte Orientale）の教授でもある。イタリアにおける公認会計士は、幅広い範囲の様々なサービスを提供している。公認会計士としての業務だけでなく、監査委員会の法定監査人もこなし、また、税収に関する企画や税務コンサルタントを行う他、税務訴訟の弁護士であると同時に税務裁判所の裁判官でもあるといったように複数の身分を持っている。

さらに、破産管財人や企業の役員にもなっている。CNDCECの会員はイタリア全体で約12万人おり、様々なイベントを行いつつ各地域と繋がっている。



1. 根幹的な業務としての税務

税務は公認会計士の新人養成課程において不可欠な部分であり、研修プログラムの主要テーマである。私の委員会においてもスタッフの80%以上が税務コンサルタントであり、研修において税務の学習は重要である。

イタリアでは、高付加価値の監査サービスを提供するための高度な専門性を持つ税務コンサルタント活動の専門グループPCF（税務管理フレームワーク）を設置した。

2023年6月以後、政府との間で新しい対話メカニズムを構築した。すべての大臣や省庁と緊密に連絡を取り合い、イタリアで最も重要な3つの改革、法人税制の改革、会計士の持続可能な発展に向けた改革、そして、システム能力の改革に取り組んでいる。

2. 税務分野での挑戦

我々は租税回避等に関する法的責任の問題に直面している。我々は税務コンサルタントであり、我々の責任はその職業活動のみに関係するものとして責任の範囲を明確にすることが必要である。

現在、イタリアではAI（人工知能）に関して幅広い取組みを行っており、行政においては電子インボイス等のデジタル化を推進しており、公認会計士は新型コロナウイルス感染症のパンデミック後、テレワークを積極的に推進し、業務の簡素化とデジタル化が進んでいる。

我々は若者に我々の職業の魅力を伝えるために努力をしている。税務コンサルタントという我々の仕事は非常に複雑で、かつ多忙であるため、イタリアの若者にはあまり人気がない。ただ、我々の仕事は経済発展に不可欠なものであり、この職業を発展させるため、AIを活用した付加価値の高いコンサルタント業務に移行させようとしている。

3. 新しい発展と達成

- (1) まず、税務当局のデジタル化が必要で、これによってイタリアの税務行政の負担が大幅に軽減された。また、イタリアでは新型コロナウイルスのパンデミック後、公認会計士の活動範囲の拡大が見られた。これはイタリアの振興計画と復興計画という2つの異なる計画を支援してきたためである。
- (2) 2点目は、イタリアのデジタル税務行政の発展に対する公認会計士の貢献である。我々は税務当局と緊密に連携して、租税回避や脱税を防ぐための適切なアプローチを模索してきた。AIの出現をリスクと捉える人もいれば、チャンスと考える人もいる。私自身はチャンスだと考えており、税務分野においては、税務コンサルタントの役割がAIに取って代わられるという怖れはない。理由は、税務は複雑であり、機械が法律をすべて正しく解釈することは不可能であるからであり、また、我々の業務はコンサルタントとして顧客と接することであるため、顧客からの信頼が必要であり、これは機械にはできないからである。しかし、AIは付加価値の高いコンサルタントサービスを提供するうえで素晴らしいツールであると考えている。
- (3) 3点目に、公認会計士と税務当局との協力的な関係の発展である。イタリアでの脱税件数は非常に多く、我々は税務当局から支配されるのではなく、税務当局との対話を通じて公平性と透明性を確保するため、受動的なアプローチから協力的なアプローチへとシフトさせるべきである。これはリスク評価アプローチでもあり、特にヨーロッパでは、市場が変動的で企業のリスクを防ぐのが難しい状況にある。リスク評価を行うことで、企業だけでなく、イタリア全体、出資者等の利害関係者にとっても非常に重要な手段となる。企業が税法を正確に適用して脱税することがなければ、いかなる種類の制裁も課されない。ここでは、企業と税務当局の間の橋渡し役として公認会計士が重要な役割を果たすことになる。
- (4) 最後に新しいトレンドとして、公認会計士は、税法の要件に対応するためのデータを入力するだけでなく、市場の変化に対応して企業の発展を持続的にサポートするコンサルタントへと変革を続けなければならない。

(報告：野村俊之委員)

AIが韓国の税務士に与える影響と対策

Dong Ki Lee (韓国税務士会)

1. 第4次産業革命とAIの進展

第4次産業革命は、情報通信技術（ICT）の融合により、経済・産業を含むあらゆる分野に影響を与える次世代の産業革命である。この革命は、ビッグデータを基盤として物理的、生物学的、デジタルの世界を統合する技術で構成され、経済や産業を含むすべての分野に影響を与えている。AIとビッグデータの融合により、産業・社会全体で大きな変化が起こり、人々の生活水準が向上すると期待される。一方で、AIの急速な発展に伴う負の側面も指摘されている。



2. AI が社会と雇用に与える影響

AI が社会へ与える影響として下記の点が挙げられる。

【メリット】

- ・課題解決の効率化：複雑な問題を迅速に解決し、日常生活をより便利にする
- ・生産性の向上：業務の効率化が進み、経済成長を促進する
- ・医療や教育の進歩：AI 技術により、より良い医療や教育が提供される可能性がある

【リスク】

- ・雇用喪失の可能性：自動化により、一部の職種が消滅する可能性がある
- ・経済格差の拡大：高スキル労働者と低スキル労働者の経済格差が拡大する懸念がある
- ・データプライバシー：個人情報の収集・分析により、プライバシー侵害のリスクが高まる
- ・AI の判断ミス：バイアスや誤った判断により、不公正な結果が生じる可能性がある
- ・サイバー攻撃のリスク：データの改ざんやハッキングの脅威が増す

AI が雇用に与える具体的影響として、ゴールドマン・サックス（2023 年 3 月）による研究では、米国・欧州では現在の仕事の 3 分の 2 が何らかの形で AI に代替されるリスクがあるとされる。一方、韓国銀行（2023 年 11 月）のレポートでは、約 341 万人（全労働人口の 12%）が AI による代替の高リスク職に該当すると指摘されている。特に、医師、会計士、資産管理者、弁護士などの高度専門職が AI による代替の可能性が高い。ただし、新技術の発展により新たな職種（機械学習エンジニア、データサイエンティスト、AI トレーナー、ロボット工学技術者など）が生まれるため、AI がすべての雇用を奪うことにはならない。

3. 韓国の税務士に対する AI の影響

AI の発展により、税務士の業務にも大きな変化が生じる。

【ポジティブな影響】

- ・業務効率の向上：反復作業の自動化、顧客データの高度な分析、法律の変更への即時対応などが可能になる
- ・専門性の強化：AI を活用することで、より高度な税務サービスを提供できる
- ・新たなビジネス機会の創出：AI コンサルティングやデータ分析サービスなど、新しい分野の開拓が期待される

【ネガティブな影響】

- ・雇用喪失のリスク：自動化により、一部の税務業務が不要になる可能性がある
- ・専門知識の低下：AI に依存することで、税理士の専門性が低下するリスクがある
- ・倫理的問題：AI の使用過程でバイアスや判断ミスが生じる可能性がある

さらに、AI が代替しやすい業務として、帳簿記帳、税務申告書の作成、データ収集・分析業務が挙げられる。これに対し、AI による代替が困難な業務として、税務相談、税務訴訟・異議申し立て、税務計画の策定、税務監査対応が挙げられる。

4. 韓国における AI 税務行政の進展

韓国の国税庁（NTS）は 2024 年 9 月から、AI を活用したデジタル税務行政を本格的に推進する。AI 活用の具体的な計画を下記に列挙する。

- ・AI による税務相談サービスの拡充：2024 年 5 月に所得税に係る AI 相談を導入後、他の主要税目にも展開
- ・インテリジェント「ホームタックス」サービスの実施：検索システムの高度化、直感的なポータルシステムの構築、パーソナライズドサービスの導入
- ・AI を活用した脱税分析・検出システムの導入：機械学習を活用し、不正納税者を特定

- ・統合分析プラットフォームの開発：税務調査のベテラン職員のノウハウをAIに学習させ、不正申告の検証を強化

また、韓国税務士会（KACPTA）は、AIの税務市場への深い浸透に対応するための「AI税務士イノベーションタスクフォース」（2024年8月発足）を設立し、下記の活動を主に行っている。

- ・税務分野におけるAI専門家の育成
- ・AIの発展による業務変革への対応
- ・AIに関する教育・セミナーの実施
- ・他の専門職種との協力
- ・AIを活用した税務プラットフォームの開発

5. AI時代における税務士の生存戦略

AIの進化に適応するため、税務士は以下のスキル強化が求められる。

- ・AIリテラシーの向上：AI関連の教育やトレーニングへの積極的な参加
- ・専門性の強化：高度な税務コンサルティングスキルの習得
- ・新たなサービスの開発：AIを活用した付加価値の高いサービスの提供
- ・他専門職との協力：弁護士やデータアナリストなどと連携し、総合的な税務支援を提供
- ・倫理的責任の徹底：AIの判断が適正かつ公平であることを担保する

第4次産業革命とAIは避けられない潮流であり、この時代において、税務士の役割は変化するが、AIを積極的に活用しながら専門性と倫理性を維持することで、競争力を持ち続けることが可能である。

（報告：川崎久美子委員）

中国における税制の進化：デジタルトランスフォーメーションとビッグデータの統合

Shen Menghan（中国注册税务师协会）

【GTS (Golden Tax System)】

先進技術の革新と税務の間には多くの相互作用があるが、本日は、デジタルトランスフォーメーションと先進技術の統合により中国の税務管理システムが大きく進化したことについて話したい。

中国は税務行政システムの近代化に取り組んでGTSを構築し、数段階の変革を経て、効率性、透明性、税務コンプライアンスを大幅に改善した。



1994年のフェーズ1は、税務のデジタル化による付加価値税の脱税と不正の撲滅に重点を置き、2000年代初頭のフェーズ2では、国税のデータを統合して情報共有を図り、効率的な税務処理を可能にした。

【GTS Phase 3：飛躍的進歩】

2016年のフェーズ3が最も重要で、国税と地方税のデータを統合して全国的な税務ネットワークを構築した。

主な成果は、高度なデータ分析により税の徴収の効率性を向上させ、納税者の申告手続きを合理

化し、行政の負担を大幅に減らしたことである。また、電子インボイスの導入やビッグデータの活用により税務リスクを効果的に監視している。

【GTS Phase 4：次なるフロンティア】

2023 年のフェーズ 4 では最先端のテクノロジーを採用した中国の税務行政の変革を目指しており、2024 年までに全国展開する予定である。

フェーズ 4 には次のような特徴がある。

- ・ビッグデータ、クラウドコンピューティング、AI を活用した先進的な税制システムの構築。
- ・社会保障部門や銀行など様々な政府部門間での情報共有のための統合的チャネルの確立。
- ・高度な認証プロセスと共通インボイスプラットフォームの確立による業務処理の効率化。

【GTS Phase 4：技術革新】

膨大なデータの活用により、当局は税務リスクを特定するための詳細な分析を行うことでリアルタイムな介入が可能となり、税務コンプライアンスに事前に対応し迅速な意思決定を行うことができる。

【GTS Phase 4：期待される成果と利益】

監視機能の強化により、脱税が減少し税収の大幅な増加が期待される。

納税者は、簡略化された申告手続きと自動化されたプロセスによりエラーが減少し時間が節約される。

また、透明で効率的な税務システムが公正で競争力のあるビジネス環境を整備し、国内外の投資を促進することが期待できる。

【GTS Phase 4：潜在的な課題とその緩和策】

フェーズ 4 にはデータセキュリティとプライバシーの課題があり、それに対応するための強力なサイバーセキュリティ対策が必要である。

企業や税務職員は新しいシステムに適応する必要があり、包括的なトレーニングが求められる。税務当局にはそのための技術基盤の整備が求められる。

【電子インボイスによるビジネスの変革】

中国は 2015 年に電子インボイスを導入してビジネス取引の透明性を向上させた。電子インボイスの普及により、企業の管理コストが大幅に削減され税務コンプライアンスが向上した。

【ビッグデータで税務の精度が向上】

ビッグデータ分析は、税務管理における重要なツールであり、正確な税の徴収、リスク評価、不正検出、国境を越えた取引の監視にも活用され、税務コンプライアンスの向上に大きく貢献している。

また、ソーシャルメディアやライフスタイル関連の非従来型のデータを活用した税務コンプライアンスの向上にも取り組んでいる。

【個人所得税システム（IIT）の導入とその影響】

2019 年に IIT を導入して納税者に配慮した環境を整備した。

これにより、納税者はスマホアプリでの申告や納税状況の確認ができるようになり、申告時間が短縮され税務コンプライアンスも向上した。

【ブロックチェーン：税務の透明性の確保】

中国の税務当局は、請求書管理や税金徴収の分野でブロックチェーン技術を活用しており、税務記録の正確性と整合性を確保するための理想的なツールとなっている。

大都市の飲食店や小売業界、保険業界及び医療・製薬分野における試験的導入を経て、税務管理におけるブロックチェーンの可能性が実証された結果、今後全国展開する予定である。

【GTS の企業と個人への影響】

企業は正確で迅速な財務取引の報告が求められるほか、デジタル会計を導入して適切なソフトウェアやトレーニングへの投資を行ない、税務コンプライアンスを維持する必要がある。

個人は申告の正確性が求められる一方、自動申告機能を備えたシステムやパーソナライズされた税務サービスを享受できる。

【まとめ】

中国の税務システムにおける技術進化は、企業と個人の双方に大きな変化と利点をもたらしている。特にブロックチェーンやビッグデータ分析は、透明性の向上、コスト削減、コンプライアンス向上、企業活動に適した環境の構築に寄与しており、今後さらに重要な役割を果たすと思われる。

中国の高度なテクノロジーによる税務管理システムの構築は、税務管理の近代化を目指す他国の模範になると思われる。

（報告：新垣真秀委員）

日本税理士会連合会 国際部

部 長	高 橋 俊 行	(千 葉 県 会)
副 部 長	笹 尾 博 樹	(関東信越会)
副 部 長	佐々木栄美子	(近 畿 会)
委 員	小 出 一 成	(東 京 会)
委 員	腰 越 明	(東京地方会)
委 員	鈴 木 恭 浩	(千 葉 県 会)
委 員	近 藤 勝 美	(北 海 道 会)
委 員	白 田 祐 一	(東 北 会)
委 員	野 村 俊 之	(名 古 屋 会)
委 員	井 上 五 郎	(東 海 会)
委 員	大 屋 貴 裕	(北 陸 会)
委 員	井 上 友 一	(中 国 会)
委 員	松 岡 宣 明	(四 国 会)
委 員	濱 地 國 治	(九州北部会)
委 員	川 崎 久美子	(南 九 州 会)
委 員	新 垣 真 秀	(沖 縄 会)

担当副会長	尾 崎 秀 明	(名 古 屋 会)
専務理事	菱 田 裕 之	(名 古 屋 会)

AOTCA杭州会議 2024 レポート

—発行日— 2025年5月31日

—発行人— 日本税理士会連合会 国際部

〒132-0034 東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館 8 階

TEL 03-5435-0931 FAX 03-5435-0941

<http://www.nichizeiren.or.jp>